

予算決算常任委員会（令和元年度決算審査）会議録

令和2年10月27日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時01分閉議

---

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

令和元年度各会計決算

質疑

令和元年度一般会計歳入

令和元年度一般会計歳出（1 議会費～3 衛生費）

閉議宣告

---

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

---

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

---

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民自治部長	法 邑 和 浩 君
健康福祉部長	田 中 寿 幸 君	経済部長	井 出 俊 博 君
建設水道部長	千 葉 靖 紀 君	朝日支所長	武 田 泰 和 君

企 画 課 長	大 橋 雅 民 君	創 生 戦 略 課 長	瀧 上 聡 典 君
財 政 課 長	丸 徹 也 君	税 務 課 長	水 留 啓 諭 君
こども・子育て 応 援 課 長	藪 中 洋 行 君	介 護 保 険 課 長	青 木 秀 敏 君
施 設 管 理 課 長	土 田 実 君	創 生 戦 略 課 副 長	千 葉 玲 君
財 政 課 副 長	佐 藤 寛 之 君	税 務 課 副 長	浅 見 倫 江 君
こども・子育て 応 援 課 副 長	御 代 田 知 香 君	商 工 勞 働 観 光 課 長 副	佐 藤 政 臣 君
施 設 管 理 課 副 長	佐 藤 志 津 子 君	企 画 課 長 振 興 係	萩 田 貴 彦 君
創 生 戦 略 課 長 創 生 係	木 村 哲 昇 君	財 政 課 長 契 約 管 財 係	大 前 忠 士 君
環 境 セ ン タ ー 査 主	錦 田 正 博 君	こども・子育て 応 援 課 長 こども 育 成 係 長	中 岡 賢 二 君
介 護 保 険 課 長 高 齢 者 福 祉 係	吉 尾 涉 君	商 工 勞 働 観 光 課 長 観 光 係	小 林 真 二 君
経 済 建 設 課 長 経 済 係	多 羽 田 司 君		

---

教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 部 課 長 教 生 学 校 教 育 係 学 務 係	中 峰 寿 彰 君 魚 津 智 孝 君	教 育 委 員 会 長 教 生 涯 学 習 部 長	鴻 野 弘 志 君
--	------------------------	------------------------------	-----------

#### 事務局出席者

議 会 事 務 局 長	穴 田 義 文 君	議 会 事 務 局 長 議 務 課 長	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 副 長 議 務 課 副 長	前 畑 美 香 君	議 会 事 務 局 副 長 議 務 課 主 任 主 事	駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、9月18日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

---

○委員長(丹 正臣君) 本日は委員外議員として谷口隆徳委員外議員が出席しております。委員外議員の発言は常任委員会設置時に許可されておりますので、これを報告いたします。

---

○委員長(丹 正臣君) 最初に、本委員会の運営について申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、認定第1号 令和元年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 令和元年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの8案件であります。この付託案件の質疑から採決まで、本日から10月28日までの2日間の日程で行うこととし、手元に配付しております審査日程のとおり行いますので、よろしくお願ひいたします。

---

○委員長(丹 正臣君) それでは、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

初めに、一般会計歳入の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員(西川 剛君) 歳入のうち、使用料・手数料、衛生手数料、一般廃棄物処分手数料についてお伺いします。

昨年10月から家庭ごみ有料化が開始され、令和元年度決算における手数料額、これは有料化後、半年間の歳入額、市民負担の実績であることから、これが当初計画に合っているのかどうかという点で質問をいたします。

初めに、令和元年度一般ごみ排出手数料実績額、元年度予算との比較、それから平成30年度との比較、これについてお知らせください。

○委員長(丹 正臣君) 錦田環境センター主査。

○環境センター主査(錦田正博君) お答えいたします。

令和元年度における一般廃棄物処分手数料総額は5,483万円でした。その内訳は、環境センターへ直接搬入における処分手数料が568万1,000円、昨年10月から施行されました家庭ごみ有料化に伴う指定袋による処分手数料が4,914万9,000円となっています。令和元年度一般廃棄物処分手数料の予算計上額は3,694万7,000円であり、内訳は環境センターへの直接搬入における処分手数料として600万3,000円、指定袋による処分手数料として3,094万4,000円を計上したところです。直接搬入における処分手数料については、予算と比較して32万2,000円の減となり、

指定袋による処分手数料は1,820万5,000円の増となったところです。

平成30年度における一般廃棄物処分手数料決算額は511万1,000円で、内訳は直接搬入における処分手数料のみです。令和元年度においては、平成30年度と比較して直接搬入における手数料は57万円の増、指定袋による処分手数料4,914万9,000円が皆増となったところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 昨年の第4回定例会においては、有料化スタート直後のごみ袋の購買動向や小売店の在庫管理状況に見積もれていなかった分が不足が生じるということで、ごみ袋の製作費の補正も行われたところでありまして、結果、令和元年度のごみ袋は有料化半年間、10月から3月までなんですけれども、これに対して当初予算で9カ月分を見積もり、補正でさらにそこに4カ月分のごみ袋が用意されたと承知しています。その当時の補正理由で、補正質疑内容を踏まえれば、対予算増額4カ月分のプラスはスタート直後で大量にごみ袋が購入されたと理由が説明されていたんですけれども、この状況、この考え方というのは、この実績を終えて同じような考えだったんでしょうか、お伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

令和元年度の一般廃棄物処分手数料は予算と比較して1,788万3,000円の増となりました。この中で指定袋による処分手数料4,914万9,000円のうち、施行直前の令和元年9月分の手数料で1,774万2,000円であり、10月からの平均は約630万円で推移しました。したがって、対予算増分は有料化導入直前による市民の買い替えや排出準備による一時多量購入によるものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 同じような考えが引き続けられているというところでありまして、参考までに手数料の推移として、今、有料化後の月々の使用料額が言われていますけれども、参考までに令和2年度のこれまでの実績についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

令和2年9月分までにおける指定袋による処分手数料は4,559万5,000円、予算比61.4%となっており、月平均は約650万円で推移しているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 月650万円ということなんで、令和2年度の予算、おおよそ7,000万円という予算に見積もった額が市民の手数料として入っていると確認しました。

そこで、有料化の目的として、ごみの削減効果がうたわれていたわけでありまして、

有料化によつての削減効果15%と言われております。削減量の実績がわかるもの、資料をお願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

有料化導入前の平成30年10月から令和元年9月までの一般ごみの搬入量は2,672.62トンでありました。対して有料化導入後の令和元年10月から令和2年9月までの搬入量は1,719.66トンであり、重量にして952.96トンの減、率にして35.6%の削減となっています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 重量比ということでわかりました。

そこで、この処理経費について、有料化計画の中では、家庭系ごみの処理原価から収入を差し引いた額、これの最終的にはこの現在の単価は市民の負担率がおおむね22%であると説明をこの間、議会の中でもしていただいておりますので、この実績額についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 錦田主査。

○環境センター主査（錦田正博君） お答えいたします。

令和元年度における家庭ごみ有料化に求める処理原価は約3億4,000万円と試算しております。有料化導入後の半年分の指定袋による処分手数料は4,914万9,000円となっておりますが、有料化導入直前による市民の買いぞろえや排出準備による一時多量購入分が含まれております。このため、さきの答弁で申し上げました令和元年10月からの平均である約630万円を年換算し、約7,560万円と処理原価を除いた結果、負担率は22.2%と算定しているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。

最後に、平成28年4月に士別市使用料・手数料の基本方針が定められておりまして、家庭用ごみの有料化についてもこの方針に基づいて、結果、令和元年10月から実施されていると承知しております。事実、今年度4月からの使用料・手数料の見直しにおいては、この家庭用ごみについては令和元年10月に見直しをしたので、今年度の4月からは見直し対象とはしないと見直し概要にも記載をされているところであります。

今後の負担の部分についての考え方をお伺いいたします。まず、この使用料・手数料の基本方針でいけば、性質別負担割合の設定、使用料は必需性や市場性によりゼロ%から100%までの御負担を願うと、一方で、このごみ有料化、ごみの手数料については、特定のサービスを受けるために発生した事務に係る経費のため、原則として受益者の100%負担と、この使用料・手数料の基本方針ではうたわれているところでございます。あわせて、改正時期についても、この方針ではおおむね4年ごとの見直しとされておりますので、令和2年度の4月に今回見直しがされたので、次回、令和6年度には、この家庭用ごみ手数料も含めて見直し、実際、改定

されるかどうかは別でありますけれども、見直し対象になるのであらうと思っておりますので、その部分、現時点の考え方で構いませんので、市民の思いからすれば、結果、今説明いただいたように月630万円、年間で7,000万円ぐらいの新たな市民負担が発生している状況からいけば、令和6年度、次期改定にも、このごみ手数料については当然見直しから外れるんだらうなという思いをしますところでありまして、現時点で考え方、お伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤財政課副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） 私のほうからは、使用料・手数料の見直しに関する基本方針の考え方についてまずお知らせをしたいと思っております。

平成28年4月の20年ぶりの使用料・手数料の見直しにあわせて今の基本方針が定められたところですので、それで、ことしの4月、4年ごとの見直しにあわせて、また消費税の考え方を追加しながら見直しをして基本方針を定めながら改正をしてきたところですので。基本方針の考え方でありまして、負担の公平性、これを確保するためのものでありまして、負担額の設定根拠の明確化、それから適正な受益者負担のあり方、市民への説明責任、これらの観点から、現行の使用料・手数料が適正なものになっているのかどうかという視点で4年に1度見直しを実施するというものでございます。

西川委員の質問のとおり、使用料につきましては性質別の負担割合ということで、日常生活を送る上で必要性が高いもの、必需性、それから民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるもの、市場性、この必需性と市場性に応じまして3段階に分類しまして、第1分類が一番必需性が高いということで学校ですとか公園、こういったものについては受益者負担はなしということでゼロ%、一方で第3分類の必需性が低くて市場性が高いもの、例えば入浴施設ですとか民間でかわりがきくようなもの、これらについては100%ということになっておりますし、間の第2分類の中間になりますけれども、スポーツ施設ですとかこういったものが50%の御負担をいただくということになっております。

一方、手数料の考え方でありまして、これにつきましては印鑑証明ですとか住民票の写しですとか、こういった特定のものの利益のために発生した事務に係る経費ということで、これについては100%の御負担をいただくというのが基本的な考えであります。

原則的には、手数料は100%という考えで基本方針には掲載させていただいておりますけれども、これにつきましては個別の状況に応じて、さまざまな判断が加えられながら見直し作業を進めているというものでありますし、一律にこのルールだけで決め切れない部分ももちろんございます。政策的に料金を安くしなければ成り立たないものも当然ございますし、上下水道料金のように審議会の審議を踏まえながら決定していくものもございますし、ごみの処分の手数料につきましても環境審議会等の議論を踏まえながら決定していくことにならうかと思っております。こういったさまざまな事情を勘案しながら適正な料金設定となるように4年に1度の見直しを進めていくという考えでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 概要については今お知らせいただいたとおりだと思いますけれども、今回決算でなかなか今後についてというのはあれなんですけれども、確認しておきたいのは、今ありましたとおり審議会の話がございました。家庭ごみ有料化に当たっても環境審議会で答申をいただいております、その中の付託意見、短期間での手数料の改定を行わないなど持続可能で長期的な制度設計とすることという審議会からの付託意見も出されていて、端的にいけば令和6年度のときにやるのが短期的な見直しになるかどうかということの考え方を確認したいなということなんですけれども、今回聞いているのは衛生手数料ですので、先ほどあった3区分の、ゼロ%、50%、100%は使用料の話なんで、これは今回言っているのは衛生手数料なので当然原則100%だと。先ほど22.2%の御負担いただいているという考え方ですので、100%と22.2%の乖離は当然、約8割ぐらい乖離しているという考えに立てば、次期改定のときにも、この基本方針どおり読めば当然上げるかどうかという検討がされるべきものだと思いますし、残念ながら今月の6日に説明をされております令和3年度からの財政健全化実行計画の中においては額としては書いていません、記載ありませんけれども、ありとあらゆる歳入確保をやっていくんだという意思も示されている中でいけば、どうしてもこの部分の手数料も、今はちょっとやるかやらないという答弁はありませんでしたけれども、当然今の実行計画が進められれば、言われていることが進められれば、この部分も、今まで見直しをしないと行っていただけれども、ここはやはりやらなきゃいけないんだということがあるのではないかという懸念があるので、その部分もう少し、原則、ルールだけではなくて、この部分、環境審議会の付託意見、短期間での手数料改定を行わないという意見はどのように今踏まえているかの考え方についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 法邑市民自治部長。

○市民自治部長（法邑和浩君） 次回の改定の関係について答弁申し上げます。

家庭ごみに係る処分手数料でありますけれども、これは市の衛生手数料ということで、他の使用料・手数料と同じく、これはおおむね4年ごとに見直しをしていくというのが原則であります。ですから、算定は次回の令和6年になると思いますけれども、そこでは算定はいたしてまいります。当然その原則から言えば、上限20%を超えれば改定の対象となるという原則はありますけれども、ただ、この家庭ごみについての手数料は、これは市民生活に直結する手数料でもあります。あとは有料化に至るまでの議論の中で、西川委員がおっしゃったように、環境審議会からの答申においても、短期では解決しない、長期的に持続可能な制度とすべきだという附帯意見もいただいているところであります。加えて、議会の常任委員会の場においても、新たなさらなる見直しについては慎重に行ってまいりたいという説明もしてきているところであります。

この家庭ごみ有料化の導入目的については、排出の抑制、そしてごみの減量化、さらには排

出量に応じた公平な負担といったようなところが目的でありまして、もちろん財政的な面もありますけれども、それよりも、そういったようなことを主眼に置きながら導入してきたという経過があります。それで、今の処理経費と市民の御負担いただいている割合について、直近でいうと22%程度ということでありまして、この数値は恐らく当分大きくはね上がることはないという見込みもしているところでもあります。したがって、この家庭ごみに係ります料金改定については当面は行わないという考えをしているところでもあります。また、もし改定するとすれば、その時期については、その時点の処理経費と市民負担の割合でありますとか、経済情勢でありますとか、総合的な部分を見る中で、しかるべき時期に適切に判断してまいりたいと考えております。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私のほうから、歳入の市税について質問いたします。

令和元年度の決算終了の時点で、未収、未納の状況、並びに回収についての市の考え方をお尋ねしたいと思います。

それで、科目別になりますけれども、市税のほかにウエートの大きい市営住宅の使用料、それから水道料についてもあわせてお尋ねしたいと思います。現況はどうなっているのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 水留税務課長。

○税務課長（水留啓諭君） お答えいたします。

市税の未収額の状況につきましては、啓発活動や北海道との合同催告、納税相談の実施など、年度内完納に向けた取り組みを進めました結果、現年度課税分については収納率は99.84%で、昨年同様高い水準を確保しており、不納欠損を差し引いた収入未済額は353万4,000円と、また、滞納繰越分につきましては906万7,000円となっております。未収額につきましては、管外や道外在住者、それから転出者を初め、督促や催告に対して反応がない者や前年度から滞納を累積している者など、滞納者それぞれにさまざまな要因があるものと認識しております。こうしたことから、未納税に対する滞納整理につきましては、納税相談を初め、勤務先や生活実態、預金や給与、不動産などの財産調査などによります実態把握により、滞納原因や納税資力、担税資など滞納者の個別具体的な実情を把握し、実態に応じた滞納整理方針を定めた上で進めていくものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 土田施設管理課長。

○施設管理課長（土田 実君） 私から、住宅使用料、水道料金についてお答えいたします。

市営住宅の住宅使用料については、現年度分、収納率99.83%で収入未済額が36万3,110円となっております。滞納繰越分は156万4,115円となっております。水道事業の水道料金については、収納率は99.75%で収入未済額は94万9,324円となっております。滞納繰越分が257万5,292円となっております。いずれの事業も、滞納整理に当たっては市営住宅の滞納整理要綱、水道事業の給



水停止処分実施基準に基づき、督促や催告、納付相談などを実施し、滞納に至った要因に応じた滞納整理を行っていますが、資力があるにもかかわらず納入意識が低い方については市営住宅の明け渡し請求や水道給水停止処分を行い、公平性の確保に努めております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それで、今回コロナ感染症の関係で2月から本格的なコロナ禍が始まったんですが、このコロナの影響というのは決算の間までにどの程度あったのか、もしあればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 水留課長。

○税務課長（水留啓諭君） お答えいたします。

令和元年度の市税の収納については、最終の納期限が昨年12月でありますことから、感染症による影響については限定的であったと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） お答えいたします。

市営住宅の感染症による実績はないところであります。水道料金については、1事業、感染症の影響による猶予の部分が実績としてあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それで、決算ですから新年度からということにはちょっとならないんでしょうけれども、今現状としてまだコロナ禍がおさまっていない状況の中で、4月以降、今までの間に非常に影響があったとは思われるんですけれども、新しい新年度として、決算とはかわるのでお尋ねしたいんですけれども、現在までの状況とコロナに対しての対策、それから対応については市側としてはどのような状況で行うのか、また今後、これに対してまだおさまりはついておりませんが、何か軽減対策等があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 浅見税務課副長。

○税務課副長（浅見倫江君） お答えいたします。

地方税法の改正による市税の徴収猶予制度につきましては、感染症の影響により事業等の収入が本年2月以降の任意期間で前年同期に比べ20%以上減少し、いつときに納税が困難な場合に納税を1年間猶予するものです。適用状況は、令和2年度分課税になりますけれども、固定資産税で5件、641万9,900円、法人市民税で4件、101万6,300円の猶予を行っており、いずれも法人からの申請となっております。国税や道税と申請様式を共通化することで申請者の事務負担の軽減と迅速な猶予決定を行ってきています。

法人市民税につきましては、従業員の感染や在宅勤務などやむを得ない理由により期限までに申告、納付ができない場合は、やむを得ない理由がなくなったときから2カ月目まで申告と

納税期限の延長が認められ、令和2年度は16件の延長を行いました。

関連して国税の減免制度につきましては、感染症により世帯主が死亡または重篤となった世帯や感染症の影響により世帯主の収入の減少が見込まれる世帯を対象に、世帯主の事業収入が昨年と比べ3割以上減少するなど一定の要件に該当する場合には全額または所得金額に応じて一部を減免するもので、これまでの適用状況は令和元年度課税分が14件、金額は29万4,500円、令和2年度課税分は17件、金額は340万5,300円の減免を行っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 水留課長。

○税務課長（水留啓諭君） 私から、今後の考え方についてお答えいたします。

感染症の影響によりまして収入が激減したことなどにより担税力が著しく低下している納税者への対応としまして、これまで納税相談の実施、それから感染症に対する緊急の税制措置として本年4月に創設されました徴収猶予制度の活用について、国税それから道税と連携しましてホームページなどによる周知を行ってきたところであります。

また、本年4月に未納者に対する一斉催告時にも、苦しい場合には至急納税相談をするよう呼びかけを行ってきたほか、本年5月の令和2年度課税の納税通知書にも一斉にチラシを同封し周知を図り、納税相談や徴収猶予の申請を受け付けてきているところであります。こうした取り組みについては今後も継続して取り組みを進めていくものであります。

また、今後の滞納整理に当たりまして、納税相談を初めとした実態調査の中で滞納原因の背景に感染症の影響があることが判明した場合には徴収猶予制度等の活用を積極的に促すとともに、納税資力があるにもかかわらず完納に至らない者については財産の差し押さえなど法に基づく滞納処分により市税の公平性と財源の確保に努めるものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤施設管理課副長。

○施設管理課副長（佐藤志津子君） 私のほうから、市営住宅使用料と水道料金の軽減制度について御説明いたします。

それぞれ感染症の影響に特化した制度というものは設けておりませんが、収入状況に応じて現行の減免、軽減制度をそれぞれ案内しているところです。

市営住宅減免制度の概要ですが、低収入や疾病、罹災、その他特別な事由により世帯収入が生活保護基準額を超えない場合は7割、基準額の1.2倍以下の場合は3割、それぞれ家賃を減免する制度となっております。

水道料金のほうの軽減制度ですが、生活保護者、重度心身障害者、母子父子世帯、高齢者世帯、世帯収入が生活保護基準額の1.2倍を超えない低所得者世帯で、いずれも市民税非課税の世帯を適用範囲とし、家事用基本料金を約3割、家事用超過料金を約1割軽減する制度です。

住宅使用料、水道料金ともに現在まで感染症の影響による制度の適用の実績はございません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 土田課長。

○施設管理課長（土田 実君） 私から、住宅使用料、水道料金の今後の対応と対策についてお答えいたします。

住宅使用料、水道料金についても感染症の影響を受けた方に向け、納付相談や減免・軽減制度の利用についてホームページや広報での周知のほか、市営住宅においては4月、10月に発布する住宅使用料納付書へのチラシの同封や8月に全入居者が行う収入申告において、感染症の影響を受けた入居者には影響後の収入を申告するよう促すなど、周知を行ったところであります。今後においても、感染症の影響による滞納が判明した際には、滞納者と収入状況に応じた無理のない支払い計画を立てるなど都度協議をし、滞納整理を努めてまいります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） これはお願いといいますか、質問とちょっと離れるかもしれませんが、実際にホームページとか郵便、メール等で各滞納者等に御連絡されているようです。土別の納付率は非常に高いので、全国レベルでもトップクラスだと思っておりますけれども、ただ一部どうしても伝わりにくい御高齢の方とかいらっしゃると思うんですが、ホームページ等でなかなか伝わらない方もいらっしゃると思いますので、非常に市側とのコミュニケーションがなかなかとれないという市民の方もいらっしゃるわけでありまして、今後とも、納税率上げるためにも、ぜひ滞納者または未納者とのコミュニケーションをとっていただいて、電話等でも構わないと思うんですけれども、訪問でも結構ですし、非常にお手数かける部分も出てくるかと思えます。ただ、市民の方の中からは、前と違って市の職員とのコミュニケーションがなかなかとれないという声も聞こえてきますので、今後とも、ぜひ納税率上げるためにもその辺のコミュニケーションをとっていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私のほうからは歳入の寄附金について伺いたいと思えます。

ふるさと納税の令和元年の実績から見た、まず返礼品の割合についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 小林商工労働観光課観光係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

令和元年度実績から見た返礼品の割合についてですが、お米や野菜などの農産物が全体の45.5%と一番多く、続いてトマトジュースやオリゴ糖などの加工品が29.9%、羊肉が16.5%、その他といたしまして羊毛工芸製品や木工製品などの返礼品が8.1%となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） いろんな項目を出していただいている中で、今お知らせいただいたのが多々、ほぼだと思っておりますけれども、まずは、それを受けて、昨年の実績は対前年比54.9%と

かなりの増加を見られております。それで6,683万円となっているんですけども、返礼品を増やしたなどの要因、あるいは工夫などがあったと考えられるんですけども、その理由と分析をどのようにしているのか、お聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 小林係長。

○商工労働観光課観光係長（小林真二君） お答えいたします。

対前年度増となった理由についてでございますが、返礼品の数が増えたことに加えまして、新たなサイトに登録したことによりまして、ふるさと納税で寄附している方の目にとまることが多くなり、前年度より増えたものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 簡潔にお答えいただきましてありがとうございます。

いろいろ理由はあると思うんですけども、サイトがたしか3つだったと思いますが、ことし、この対象のときにはたしか2つでしたか、今回また1つ増えたということなんですけれども、今後、安定した寄附額を得るためには、当然、今話があった、サイトを増やす、宣伝広告を増やすなどを講ずる必要もあると思うんですけども、その辺のことでコメントをいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

今お話がありましたとおり、本年度につきましては寄附額を増やすことを目的といたしまして10月から新たなサイトを増やし、昨年度以上の結果が得られるように対応してきているところではあります。しかしながら、ふるさと納税の性質上、寄附額の50%を超える経費をかけることができないといったことから、広告宣伝費を増やすことには限界があるものと考え、今後におきましては、お金をかけない広告の方法を検討する必要があると考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

話を変えますけれども、先日晒された財政健全化実行計画、この中では削減だとか見直しという手法が多々説明がありました。一方で、収入というところには、そうそう多くないわけで、このふるさと納税制度の活用というのが本市にとってはPRであり、サポーターづくりであり、大切な項目と捉えているんですけども、今後、この対策を講じながら歳入の確保を検討すると私は解釈しているんですが、では、歳入確保で記載されているそれ以外の対策がもしあるのであればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

財政健全化実行計画の中で、ふるさと納税の部分の位置づけといたしましては、地方創生を

今後進めていく中で非常に有益な制度であるふるさと納税制度を本来の趣旨を損なうことなく健全に運用していく中で最大限活用したいということでは考えております。また、このほかの歳入としては、現状これは今後の協議ということにはなってくる部分もあるんですけども、例えばJ-クレジットというカーボン・オフセットの考え方から基づく部分のものですとか、または、これは行財政運営戦略の中でも申し上げてきたことではございますけれども、引き続き遊休財産の有効活用ということで、財産の売却等も含めた中で進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 遊休財産の売却だとかいろいろあるんですけども、例えば株式だとかそういうものも財産として所有しております。そういうものを例えば売却をしながら、見直しをしながら歳入に充てるという考え方は今後考えていく必要もあるのではないかなと思うんですけども、その辺のことはどうでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 資産の有効活用という意味で申し上げれば、これまでも基金の債券運用等による運用収入、こういったものも活用してきておりますが、その場合においては元本を損なうことがないようにということで、一般的な株式による運用は非常に難しいということもありますので、今御提案あった内容としては、従前、決算上で登録されているようないわゆる企業の株式等についての御指摘も含まれていると思いますが、その点については、これまで実際の企業への支援、もしくは政策的な意味合いから株式を購入しているという実情もございしますので、その個々の実情に応じた活用についてはさらに検討を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） それでは、一般会計歳出の質疑に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 総務費財産管理費のうち普通財産環境整備事業についてお聞きいたします。

まず、令和元年度の実績について、この実施箇所、どの建物をということと、その事業費、解体費、解体工事とアスベスト調査業務、この実施事業の概要についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 大前財政課契約管財係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

令和元年度の普通財産環境整備事業費の実績については、解体を実施した箇所、東4条3丁目の旧教員住宅、工事費は922万9,000円、あとアスベストの調査業務を実施した箇所としまして、同じく旧教員住宅16万2,000円、旧清掃車輛センター99万3,600円、旧武徳小学校127万4,400円、計243万円、合計1,165万9,000円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） これは公共施設マネジメント計画に基づいての予定事業かと思っておりますので、公共施設マネジメント計画の解体計画というのが平成30年3月に策定されておまして、去年の第2回定例会の議員の質問によって、以降6月ごろに配付された計画がございまして、この中で事業費というのはどのように見積もりされていたのか、確認をいたします。

○委員長（丹 正臣君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） 基本計画において令和元年度の事業費は、つくも青少年の家、福祉会館、ほくと児童館の3施設を予定し、公共施設マネジメント基本計画における事業費は6,064万5,000円としていたところであります。ただ、福祉会館及びほくと児童館については平成31年度解体予定でしたが、新庁舎の移転に係る使用のため解体を延期したところであり、令和元年度の実績につきましては、つくも青少年の家及び旧教員住宅の2件を行ったところす。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 当初8年間の予定ではなかった建物を除却したということなんですけれども、であるならば、ちょっともう少しこの建物を解体した理由、実はこの解体計画の8年間の事業、令和7年度までの中には、令和元年度に実施したこの東4条3丁目の旧教員住宅はどこにも出てこないんです。こないんですけれども、令和元年度にはやったということなので、なぜこの建物を解体したんだということの理由を少し詳しくお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

東4条3丁目の旧教員住宅については、それまで教育委員会が教員住宅として活用していたものであります。ただ、平成31年4月に普通財産となったものです。教員住宅については当初、おっしゃるとおり計画策定時には登載していなかったものであります。令和元年度の予算要求時において普通財産に移管されることを確認し、現場確認の結果、昭和50年代の建物であり老朽化も進んでおり危険性があつたことから優先的に解体したものであります。

同様なものとしましては、令和2年度においても地方卸売市場が令和元年7月1日に用途廃止され、清掃車輛センターが旧地方卸売市場に移転したことにより普通財産となった旧清掃車輛センターについて、敷地が狭く、5条通り沿いで通学路があることから屋根からの落雪などの危険を伴うため安全性を考慮し、当初の解体計画には登載していませんが、解体した経緯がございまして。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 確認です。平成31年4月、普通財産にということなので、これでいけば、

令和元年度と平成31年度は同じ年なんです。令和元年度の当初予算には既にこれが普通財産になるということを目的として予算化がされていたということになろうかと思えますし、また今追加で説明された今年度においても、これも実は8年間の計画にはない、清掃車輛センターを移転したことに伴って北のほうの解体が行われたということなんですけれども、であるならばこのマネジメント計画でやろうとしていたことは何だったのかということなんですけれども、その今の単年度単年度の実施と、このマネジメント計画で解体することとの関係についてどのように整理されているのか、ちょっと教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

基本的には、公共施設マネジメント計画に基づいて、普通財産の解体計画については計画しているものでございますが、公共施設マネジメント計画については、その実施内容については、まちづくり総合計画等に整合性を保った中で実施する形になっております。そういった部分でいきますと、総合計画につきましては4年に1度のローリングという形になりまして、平成30年に策定されたスタート年ということになりますので、その時点でのものがマネジメント基本計画の解体計画に基づいて策定されたものになります。したがって、その間、どうしても普通財産につきましては行政財産としての目的が一定程度終了したものが移管されてくる形になりますので、そういった部分でいえば、移管されてきた状況、また、そのものがどういった環境に置かれているのか、そういった部分を踏まえた中で優先して解体しなければならないということもありますので、その場合については調整が当然必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 調整があるというのはわかるんですけども、これは実績なので、どういった調整を行った結果、8年間の予定になかった建物を解体したのかということの部分で、先ほど説明の中には昭和50年代の建物で老朽化しているということなんですけれども、ちょっと、鉄筋コンクリートの2階建ての4室がある建物だったかなと思うので、当然まだ鉄筋コンクリートでいけば、まだ耐用年数は来ていないなとも思うんですけども、どういった整理がされたのかというのを。要は私としては8年間に予定されていなかったものが急に飛び込んできたので、それ相当の理由があるんだろうと思いますので、どういった理由で予算化されたのかというところ、もう少し、全体的な調整は必要だということではなくて、この建物に限っていけばどういった理由があったのかというので、例えば建物を壊した後の土地も含めて活用が、市街地の部分なんでとか、そういうのがあったのかなと思うんですけども、そういった理由とかではなかったんでしょうか。再度確認をさせてください。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、今お話がありました旧教員住宅に関して言えば、当初予定のなかったもので、予算編成中に、一応どういった建物が移管されるかという部分も含めて確認してはいるんですけども、その中で今回こういった物件が出てくるということを確認いたしました。この物自体も、御説明させていただいたとおり、昭和50年代の建物ということ、また、現況の確認で言えば、非常に老朽化が進んでいるということで危険性があるということ判断したのが一つ、それから、場所的にも市街地ということで、また近隣については住宅も多くある地域ということで認識しておりました。そういった部分でいえば、解体の優先度が極めて高いという判断をしたことがまずございます。また、その跡地利用についても、状況的には解体後も状況を整えば売却、賃貸等含めた中で活用可能という部分を想定した上で解体に踏み切ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ありがとうございます。

ちょっと別の部分を触れます。令和元年度の実績でいくと、令和元年度でいけば3施設アスベスト調査がされているんですけども、この費用というのは、この後、解体する建物全てに大体必要になってくる調査なんでしょうか。お伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

解体に係る工事においては、労働者のアスベスト暴露防止や周辺環境へのアスベスト粉じんの飛散防止の観点から、労働安全衛生法や大気汚染防止法などの法令によりアスベストの使用の有無などが事前調査を義務づけられているところでございます。それに伴って、市としましては解体前にアスベスト調査を行っているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ということを確認した上で、解体に係る事業費というのは先ほど来触れておりますマネジメント基本計画の中でも、令和元年度でいけば、当初予定でいけば6,000万円の事業費が予定されていたということなんですけれども、これらの事業費、解体工事費に、今言われている必須となるアスベスト調査費などは、これは積算されているものなんでしょうか。確認いたします。

○委員長（丹 正臣君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

公共施設マネジメント基本計画による解体計画においてお示ししている事業費につきましては、あくまで解体に係る費用のみを積算しているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。



そこでちょっと、これもまた財政健全化実行計画についての兼ね合いでお聞きいたします。このマネジメント計画に基づく建物取り壊しについては、実行計画によれば令和3年度、来年度からは一部凍結だということをごさしまして、このマネジメント計画でいけば25年間で公共施設の面積を20%削減するということの、恐らく総合計画3期分の今は第1期目だと思うんですけれども、20%を3期で割れば、おおむね7、8%かなと思うんですけれども、この第1期のマネジメント計画における建物の取り壊し予定していた面積、要は計画の進捗についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

公共施設マネジメント基本計画におきましては、公共施設の最適化、効率化、長寿命化に向けた取り組みが記載されておりまして、計画期間内に施設のあり方を検討していくということで、その建築物を3期25年の計画としているところであります。面積の削減目標は25年間で20%、うち1期目9年で8%の面積削減を目標数値と設定しているところであります。

全体の解体の進捗率でありますけれども、平成29年度、これが0.38%、平成30年度で1.11%、令和元年度におきましては新庁舎の完成によりまして面積が増えておりますので0.24%、令和2年度末の見込みで2.4%ということをごさしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今年度末で2.4%の削減が実施されるということなんですけれども、これは今質問で触れました来年度から実行計画でいわゆる取り壊しが凍結されるので、当初のマネジメント計画で言っていた1期分についてはこの2.4%で終了だという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

当初の予定であれば、令和3年度以降もこのマネジメント計画に従いまして計画的に解体をしていくという予定でありましたけれども、この間お示しをさせていただきました実行計画に基づきまして凍結という考えを示させていただきましたので、この解体は済みますので、進捗率はこのまま2.4%のままということをごさしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） であるならばということでごさとお伺いしますけれども、とはいえ、この25年の中で20%削減しないと行政経費が莫大になっていくんだということでこのマネジメント計画が策定をされていて、結果4年間やってきて残りについては一部凍結をすると、5年間とりあえずということなんですけれども、ゴールに向かっていくためにはこの計画の見直しをしなきゃいけないと思うんですけれども、その部分の考え方についてお知らせいただきたいと

思います。

あわせて、先ほどお聞きをしているとおり、この計画を進めるためにはやはり私は施設の解体費をしっかりと見積もる必要があるのではないかなと思ってまして、今お聞きしたとおり、事業費については解体工事費は積算されているんだけど、当然義務的に必須になっているアスベスト調査については見積もられていないとか、そういう状況なのかなと思まして、そういった意味では正しく予定事業費が積算されていないと、やはりこの計画が進んでいかないのかなと思いますので、今凍結だから何もしないのではなくて、その後、凍結後にどういうふうに進めていくのかという計画の見直しの考え方と、それから、計画の見直しをする際の事業費等の考え方について考え方をお示しいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 西川委員から御指摘ありましたとおり、公共施設マネジメント計画につきましては、あくまでその面積を削減するという数値目標になっておりますので、普通財産で持っていて、そのまま財産として持っていれば全くその目標が達成できないということになりまして、そうなりますと、実質的なこのマネジメント計画の数値目標を達成できないということが想定されます。そこで、ここのその目標数値自体を、やはりその管理に係る費用ですとか、それからリスクもあるということからいうと、やはりその面積自体を削減していく、これがわかりやすい数値目標だろうということで設定したわけではありますが、今回のように、例えば行政財産を用途廃止して普通財産に持っていくということになると、そこに係る運営費等については発生しないということになりますので、その部分の費用というのは圧縮されるだろうということになりますので、そういった意味では、今回そのマネジメント計画の見直しが来年度実施する予定になっておりますので、その中で、例えば解体までには至らないけれども、その用途を普通財産のような形でいわば休止をする、用途廃止をする、こういったものでどの程度費用が圧縮できるのかという形で目標設定自体も見直していかなければならないと考えております。この点についてはもう少し時間をいただいて、どのような目標数値がいいのか、これも含めて検討させていただきたいと思います。

あわせて、その改善を見込む経費等についても、もともと古い建物の解体費の見込みというのが非常につかみづらい部分がございます、一例で申し上げれば、庁舎も当初外壁にアスベストが入っているという想定をしていなかったものですから、その分はいわゆる経費がかかり増しになってしまった。この点は議会の皆様にも御説明して御理解いただいたところですが、そういったことも想定すると、やはりもちろんその調査も必要なんですが、それに伴うようなそれぞれの施設の解体費を個別に例えば概算見積もりをとるということになると、結局その何年後かによってまたその見積もりが変わってきちゃうということで、費用対効果とどうかなということもあって、そこまで精査な見積もりはできてこなかったというところがあります。ただ、御指摘いただいたような、ある程度見込めるような費用、こういったものができるべく実態に近いような、そういうことで見積もりができないかということもあわせて検討させていただ

きたいと考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ただいまの普通財産環境整備事業については、わかりました。

引き続き行いたいのですが、同じく総務費のまちづくり推進事業費のうち、地域公共交通総合対策事業について伺いをいたします。

まず、その対策費のうち、さらに市内生活交通路線運行費補助金について伺います。こちらの対象路線が市内循環線、西回り線、川南・大和線、大和線でございますけれども、このうち、市内循環線と西回り線について伺います。令和元年度の補助金算出方法、それから路線ごとの赤字額、そして補助金額についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 木村創生戦略課創生係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えいたします。

算出方法につきましては、市内循環外回り・内回りでは、両路線の合計の赤字額に対しまして上限200万円とし、2分の1を助成しております。令和元年度赤字額971万9,000円に対しまして、上限の補助金200万円となっております。西回りでは赤字額に対しまして上限130万円とし、5分の4を助成としております。令和元年度赤字額599万1,000円に対しまして、補助金上限の130万円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 答弁でちょっと気になったのが、上限額を先に言っているのがどういう理由があるかというのはわからないのですけれども、過去の質疑でも補助金のこの算出方法を理由として路線の赤字額が増えてくることに対して支援が対応できていないのではないかということでも申し上げてきたところなんです。令和元年度では、今お話があったとおり、市内循環内・外回りの赤字額が971万9,000円に対して、補助率は赤字額の2分の1以内で上限は200万円、よって補助金が200万円。同様に西回りでは赤字額599万1,000円、補助率は赤字額の5分の4以内、しかしながら上限額は130万円、補助額は130万円ということです。これは赤字額に対する補助金額の割り返しをしてみますと、市内循環では20.5%、西回りでは21.6%となっております。だから順番逆に言ったのかなと思うんですけども、補助率でいくと2分の1なので50%です、市内循環。そして西回りにおいては、80%補助に対して21.6%と、到底補助率に至っていない状況でございます。過去10年ほど資料を見まして、実績額を確認しましたけれども、市内循環では平成24年度以降、西回りでは平成24年度以外は全てこの補助率を下回っている状況であります。

ここで、この補助金の根拠について伺いをいたします。この根拠となっている条例または規則、こういった根拠でやっているのか。それから、そもそもこの市内生活交通路線運行費補助金なるものがどういった目的の補助金であるのか、そして、補助率並びに上限額の考え方、

とりわけこの上限額200万円、130万円、これを設けた理由、それらまずお伺いをいたします。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） 初めに、私から補助金の条例、規則、目的についてお答えさせていただきます。

補助金は補助金交付規則に基づき交付しております。助成の算出基準につきましては、根拠条例、規則は定めておらず、毎年度事業者から申請があった場合の措置としての取り扱いとさせていただきます。補助金は市内バスの運行維持を目的としております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 私から、補助率、上限額の考え方、それから上限額を設けた理由について答弁申し上げます。

まず、補助率なんですけれども、市内循環線は外回りと内回り、こちらが主軸となっています。こちらの2路線なんですけど、1路線当たり100万円で2つの路線を合わせて200万円、こちらがまず上限額という考え方として、補助率に関しては2分の1という形で、これは事業者の経営全体の収支から、やはり赤字額に対しては一定の補助として定めたものであるという考え方です。ただ一方、西回り線なんですけれども、やはりこの部分は赤字額に対しての一定の基準として定めるという部分では変わりはありません。ただ、主軸となる、先ほど申し上げた外回りですとか内回り、こういった部分と比較しますと、利用者の住居的な部分、利用とかが少ない。もしくは利用動向、こういう部分に応じて運行形態などが変わるという、こういった部分の要素もあることから、やはり安定した利用が見込みにくいと、そういった路線でもあります。なので、補助率、上限額ともに一定の加算をしてはどうかという部分で、市内外回り、内回りと比較して、やはり3割増した形で130万円、それから補助率も5分の4という考え方で補助率、上限額を設定しているということです。

上限額を設定した理由、この部分に関しましては、この部分、例えばこの補助金なんですけど、事業者の全体収支で、例えば貸し切りバスのほうで収益があつて黒字が見込めるといった場合も、例えば路線バスのほうが経営的に赤字であったという場合も、この部分、200万円、130万円を上限として補助として出せるという仕組みであります。やはりそういった部分で路線バスの赤字を、例えば制限なくこれを出すという部分は、補助金の性質上、公平性が保たれないのではという部分もありますことから、一定の上限が必要と考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今お聞きをいたしますと、この補助金は路線を維持するために必要であるということで支援をしてきていますと。事業年度が1年度終わった後に路線ごとの赤字が出て、事業者がこの路線これだけ赤字だったので支援をしてくださいと言ってから始まる補助金であるということでした。

今2分の1と5分の4の違いを言っていますけれども、結果的には、幾ら赤字が増えたとしても、路線ごとは市内循環でいけば、内と外で100万円ずつなので、幾ら赤字が増えて助けてくださいといっても200万円ですというのは決めていると。今言ったとおり、とはいえ、この補助金の根拠はバス路線維持を目的とした補助金であるという特別なルールはないと。結果的には慣例的な補助金の取り扱いをしているのでないかと私としては理解をするんですけども、そうであるならば、補助金の支援という考えでいったときに、今のこの仕組みが補助金としての役割を果たしているのか、私はとても、公平性で上限は必要なんだと言いますけれども、バス路線維持の補助金はバス路線を運行している事業者1社しかない。もう1社入っている方はいますけれども、この補助金でいけば1社しか相手がいない。相手がこの1年間やってきて、これだけ赤字になったので支援をしてくださいと言われたときに、大変だったね、わかったよ、では200万円ねということがこの補助金としての中身としてどうなんだろう、役割として果たしているのかと思うんですけども、その部分についてどういうふう考えているか、お伺いをいたします。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 先ほどの上限額の設定という部分の関連もあるんですが、この補助金、実は先ほど申し上げたとおり、例えば事業者が収益として黒字の場合も全体収益として黒字の場合も路線が赤字であれば補助金を出す、そういった部分の補助制度であります。ですから、そういった意味では事業者の収支状況、こういった部分に、全体収支に左右されなく、一定の上限額を定めた中で、定額的な部分ですけども、補助する、赤字を補填する仕組み、こういった仕組みなので、バス事業者の運行維持、こういった部分の一助には一定の役割は果たしているものと、そういった考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ちょっと少し補助金という考えでいくと、極めて厳しい補助金かなと思っています。これは過去の質疑でも私も申し上げているとおり、これだけ赤字が増えてくればこの仕組み、いわゆる補助額を増やすべきだというのは、提案というか、申し上げておりますので、この考えていくと、ちょっと今の説明ではさすがに現状支援する相手方の部分を、結果的にはあまりそこに心を寄せないという雰囲気があって、もう少し考えが変わればいいなと思ったところです。

そこで、令和2年度のこの後、第4回定例会で補正が出てくると思います。この補助金については毎年第4回定例会での補正ですので、この時点では既にこの1年間のいわゆる事業年度は終わっていて、この補助金の支援を求める、いわゆる赤字額がそれぞれもう出ているかなと思うんですけども、この部分、数字として明らかにできるものがあればお願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 今の赤字額、補正予算の予定、事業者のほうにも確認しているん

ですけれども、正確な数字はまだ出せない。ただ、新型コロナウイルス感染症、こちらの影響で、元年度と比較しまして赤字の額の増加は見込まれるというお話は事業者のほうから聞いております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 再度お伺いします。

額としてはまだ出ていない。例えばどれぐらい増えているんだとか、そういった部分も何も打ち合わせをしてないというか、そういうのがないのか、ちょっとさらにお伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） ちょっと今積算というか、赤字額を計算しているという部分なので、ただ、事業者のほうと細かい部分の数字はまだあれなんですけど、今聞くところによれば、元年度と比較すると赤字の額は増えると、そこは間違いないというお話は聞いております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） あえて何か額が言われぬのがあれなんですけれども、この質問、何度もしているんですけれども、今月に入って新聞紙上に、記事の記載であるとか、あるいはその事業者が広告を打つような形で、本当に厳しい状況が事業者側から発せられているんです。その中でも、例えば路線バス16系統については、ことし4月から8月、前年同月比25%減であるとか、この間でいくと、敬老バス乗車証の有料化に伴って、プラスコロナが追い打ちをし、かなり事業としては厳しいんだということが言われています。そういう意味では、赤字が増えようが、減ろうが、定額的な補助金だという姿勢が、本当にこの先この地域で市民の足となるバス路線を維持していくんだということで、この間補助しているわけですから、その補助金の目的が、このような考え方、補助率、上限額で維持ができるのかと、私としてはちょっと疑問を持つところでありまして。繰り返しになりますけれども、その根拠となる特別なルールはないということなんです。だから、要は支援をしてほしいという事業者の赤字額を見て、これは大変だということで、予算の範囲内で補助することも可能だと私は理解をしています。

そこで、改めてでありますけれども、補助金算出の上限額、補助率の考え方の見直し、あるいはこれはもう取っ払って、その支援を求めている事業者の声に応えるような補助、具体的には増額対応が必要だと思うんですけれども、この後、来月11月に開会をされます第4回定例会に令和2年度の補正予算としても出てくると思うんですけれども、この部分についての増額対応が必要だと思うんですけれども、これについての考えをお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） バスの経営をしっかりと支えるための補助金の増額というお話でございました。

士別軌道とは、私もお話をしておりますし、うちの担当も何度もしっかりとその経営状況も

含めて、これからどうあるべきかといったこともお話をさせていただいております。確かに、今までの補助の申請のあり方、そして出し方といったものも検証しなければならないと考えています。ただ、お話の中で、今の敬老バスの有料化も出ました。私もバス事業者とお話をするときに、敬老バスは健康福祉の観点からの対策であって、バスの経営とはちょっと切り離して考えてくれと、ただ、バス運行というのは、これは市民の足ということで、今後においても欠かすことができないので、その経営を我々としてもどうやって一緒になって考えていけるかといったことはしっかりやりますともお話をしているところであります。

先ほどから答弁しておりますけれども、全体的な経営の中で、その経営が継続していけるかどうかという視点も持たなければならないと思っております。これまでインバンドが多くあったというときには、観光の黒字で全体の経営を賄えたという状況がありますけれども、今はそれもないと。そしてこのコロナ禍ということで、自粛ムードの中で、人手がない中で、これは士別市に限ったことではなくて、世界中どこでもやはりそういった交通機関の危機というのがあるわけでありまして。その中で、しっかりどういう対応が必要かといったこと、これは今の現状のままでどうあるべきかということもよりも、例えばバス路線でありますと、運行時間の見直し、例えばあまり人が利用しない時間帯を、その運行の形態の見直しをするでありますとか、例えば朝の通学時に必要な大型のバス、これが通常の時間帯を見たときに、そういった大型のものが必要であるかといったような、いろんなことを含めてこれからの経営をどうあるべきかといったことをしっかりと考えていかなければならないと思います。

ここで、今第4回定例会に向けて増額というお話もまだできないわけでありましてけれども、経営がしっかりどうあるべきかといったこと、それと、うちも財政健全化の実行計画をこれからやろうとするときでありますので、そういった状況も勘案しながら、市民の足がしっかり守れる方向性というものを考えていきたいと思っております。

それと、市民の足を守っていくということになりますと、バスもそうですし、タクシーもそうですし、いろんな今交通の形態というのは考えられておりますし、うちもMa a Sの導入に向けた検討というのもしておりますので、そういったことなども総合的に考える中で、市民の足をどうやって確保できるかといった対策をつくり上げていきたいなと思っております。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から同じくまちづくり推進事業費の中の移住定住促進事業についてお尋ねいたします。

まず、この中の決算の215万9,000円がありますけれども、この中に移住ナビデスクのホームページの関係も書いてございます。ちょっとこの内訳について教えていただきたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 千葉創生戦略課副長。

○創生戦略課副長（千葉 玲君） お答えします。

開設に当たり、現在のインターネットの検索の主流であるスマートフォンでの見やすさやデザイン性などを考慮して、市ホームページのコンテンツとは別サイトとして立ち上げました。

開設費用としては作業の業務委託料として26万700円、年間の保守料では、令和元年度は発生していませんが、約20万円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） なぜお尋ねしたかと申しますと、今ありましたとおり、中身をのぞきますと、非常にデザイン性だとか見ばえがよかったですから、この金額でできたということについては非常にメリットがあったのかとは思いますが。こういったホームページを市の行政のホームページとかにも使えないのかなという気はするんですけども、その辺いかがなんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 今回移住用のホームページをつくったという部分で、市のホームページからもリンクは可能となっております。もちろん暮らしナビというアプリのほうからも、すぐ見られるような形にはなっています。ただ、この今回の移住用のホームページなんですが、これは事業者にお願いしたという部分で、ちょっとリアルタイムでは迅速性に欠けるという部分がありまして、やはり市のホームページとはちょっと性質が違うと考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） ごらんになっていない方はぜひ見ていただきたいと思っております。非常に独自性がありまして、デザイン性もインパクトはすごく大きいと思います。これが移住促進に非常に繋がればと思いますけれども、どうしても市外の方に見ていただく場合、このデザイン性とか、インパクトというのは非常に大事な部分だと思います。これによって、開いて見ていただくだけでも非常に違うと思うんですけども、今確かに市のホームページがございまして、そこら辺でこれに載せかえられないのかという質問もしましたが、確かに利便性を考えれば、いろいろリアルタイムなことができないということもあるとは思いますが、今後、そういう形にしていければ、もっと士別市のホームページが非常に充実するのではないかという気がしています。何せ目から入る情報というのは非常に大切だと思っておりますので、まず見やすくしたりとか、のぞきやすくするというのが大前提だと思うんですけども、今後このホームページに特化したわけではなく、将来的にもっと市外の方、全国の方から見やすいようにするための何か展開、そういった施策等は何かありましたら、ぜひお尋ねしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 今市のホームページの話もありましたけれども、まず、やはり市外向けという部分でいけば、PRという部分でいけば、やはりそこは移住ナビデスクが中心となって担うであろうという考え方があります。その移住ナビデスクの今後の全国的な部分、PRですとか、そういった部分に今御答弁申し上げますけれども、やはり今コロナ禍でオンライン



ンの移住相談、こういった部分も増えてきていますので、対応できるような体制整備、こういった部分を考えております。

また、来年の5月に、(仮称)まちなか交流プラザが開始するという部分もありまして、そちらのほうと連携をとった中で、例えば若者の交流事業、こういった部分の展開ですとか、休日における相談窓口、また他の市内の事業者などと連携した移住定住パッケージ、こういった部分の構築などを進めていきたいと。

あと市内においては、やはり移住者という相談があったとしても対応できるような市内のネットワークの構築、こういった部分を考えています。ホームページ、先ほど移住に特化した移住ナビデスクのホームページなんですけれども、私どももこれからそのホームページのほうはバージョンアップをしていこうと考えております。さらにサフォークランド土別の個性、こういった部分の魅力発信に努めていくほか、仕事情報の充実。それから、移住者のインタビューという部分も今掲載しておりますけれども、そちらのほうも拡充していこうかという考え方もあります。

あと、空き家空き地バンク、こちらに関連したアプリの中にも入っているんですが、こういった部分も、情報の掲載内容の見直しですとか、そういった部分でやはり改善をして、よりみんなが見やすいような形のホームページづくりに心がけていきたいと考えています。

以上です。

○委員長(丹 正臣君) 真保委員。

○委員(真保 誠君) 今答弁の中でありましたけれども、今後さらに今のこの形が全国の人々が本当に目にとまるようなホームページにしていきたいと思っています。いろいろセキュリティーの話だとか予算の関係もあるとは思いますが、今やはりインターネットでというのが非常に注目されている、前々からですけれども、こういう状況の中で即座に見られるというか、インパクトになるというか、これは大事になってくると思いますので、それは皆さん担当の方が創意工夫されて、それと同時に行政だけではなくて一般の方とも連携をとって、ぜひ移住だけではなく、ほかの方々に目を引くような形でやっていただけることを工夫していただいて、期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長(丹 正臣君) ほかに御発言ございますか。佐藤 正委員。

○委員(佐藤 正君) 総務費の空き家対策事業について、お伺ひしたいと思います。

空家等対策計画案が作成され、人口減少や住宅の老朽化、住宅に対するニーズの変化に伴い、適切に管理が行われていない空き家が増加していると思います。そういう情報を集約し、有効活用を図るということは貴重な地域資源としての利活用の促進が必要だと思います。2月に行われた自治会のアンケートでも72%の回答でしたけれども、222戸の空き家があるということで、やはり有効活用が望まれているのではないかと思います。

そこで、これまでの登録されている空き家・空き地バンクについて、登録数と利用実績を教

えてください。

○委員長（丹 正臣君） 千葉副長。

○創生戦略課副長（千葉 玲君） お答えします。

空き家・空き地バンクは、市民の皆様の生活環境の保全と移住定住促進の一環として空き家・空き地情報を提供するため、平成27年の10月に設置をしました。今回お答えする部分、2カ年分をお答えさせていただきたいんですが、平成30年度の実績として空き家の登録はゼロ件でした。空き地の登録は3件、空き家の成約件数としては3件で、空き地の成約件数が4件。令和元年度の実績としては、空き家の登録3件、空き地の登録1件、空き家の成約件数が1件で、空き地の成約件数はありませんでした。

参考までの部分で、ことしの9月末、令和2年度という部分で、9月までで空き家の登録件数は5件、空き地の登録17件、空き家の成約件数6件、空き地の成約件数1件となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） 利用促進に向けては、今の答弁では非常に少ないように感じているんですけども、今後ますます空き地、空き家が増えるという状況の中では、利用促進に向けて登録件数の拡大とか、あと市民への周知が欠かせないと思うんですけども、その辺はいかが考えているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 市民への周知ですとか、この登録を増やすといった部分で、本年度からなんですけれども、固定資産税の納付書を送る際に、この空き家・空き地バンクのチラシを同封しております。あと、市の窓あきの納付書等を送る封筒なんですけど、そちらの裏面にも、この空き家・空き地バンクのPRをするような印刷をしまして周知を図ったという部分もあります。あと、9月から配信しています市民情報生活アプリ、しべつ暮らしナビなんですけれども、こちらのほうからも、先ほど真保委員への答弁にもありましたように、移住ナビデスク、さらには空き家・空き地バンクと、こういった部分のアクセスできるようなという手法も取り入れております。今後も空き家・空き地バンクのホームページのリニューアル、こういった部分も考えておりますので、何とかこのバンクのほうに登録者のほうが一定程度増えていただけるような取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 正君） やはり空き家が、先ほども言いましたけれども、200件以上あるということで、利用促進、貸したい人だとか、借りたい人だとか、そういう人も市内にはいるのではないかと思いますので、利用促進に向けてのホームページや何かを新しく作成して、ホームページであれするというのも今御答弁にありましたけれども、促進に向けてのこれから具体的に

どうするのか、その辺もう一度お聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 利用促進は、もちろんホームページのリニューアルですとかは当然していきます。今後も継続して、空き家・空き地というのは所有者がいるので、固定資産税という部分は発生しているのかと考えています。ですから、継続してそういった固定資産税納付書と一緒に空き家・空き地バンクのPRするチラシを、それはずっと継続していくと。納付書と一緒に送る封筒の裏面、こちらのほうにも、もちろん掲載という部分はずっと続けていった中で、例えばそのパンフレットの見やすさですとか、わかりやすさ、そういった部分を例えば改善するとか、工夫をしながら、やはり多くの人が空き家バンクに登録していただけるような、改善できる部分は随時していくという考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） まだ総務費の質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

---

（午前11時37分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費の質疑を続行いたします。

御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、総務費の人材育成・交流推進事業について伺いたいと思います。

この事業は、人材育成と交流推進、2つの目的で構成されている事業と理解をしております。そこで、令和元年度の実績であります。交流推進事業が7万5,000円でありました。もう一方の人材育成事業には、本市の将来に極めて重要な人材育成事業にかかわらず、前年度に続いて実績がありませんでした。この要因と、この人材育成事業のあり方をまず伺いたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

まず、予算化の理由というか考え方なんですけれども、これまで交流事業については一定の利用があるものの、今大西委員がおっしゃったとおり、人材育成事業については平成26年度の活用以降は利用がない状況が続いています。交流事業については、毎年利用実績や関係団体などへの聞き取りによって次年度の予算を組み、人材育成については大卒の考えを基本として50万円、合わせて300万円を予算計上しているところであります。大西委員がおっしゃったとおり、人材育成、担い手の確保という部分が主な目的と考えておまして、まちづくりの意識の高揚、それから自己の研さんの推進、交流事業の推進を含めて、規則に基づく中で支援を行っ

ているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今お聞きすると、この人材育成事業については、平成26年から実績がないと、約6年にわたってないということです。当初予算が301万3,000円、これ減額補正はしていないんだと思いますけれども、参考までに令和2年度においても300万円ということで、人材育成事業が数年間にわたって実績がないにかかわらず、前例を踏襲して予算化だけしているということに捉えられても仕方がないと思うんですが、本来の人材育成事業、どういうふうに展望して、どのような事業を展開するかということ、かなり時間経過しているんで、当然この事業について取り組みを強化すべきだと個人的に思うんですが、この点いかがですか。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） この事業についてなんですけれども、毎年広報やホームページなどを中心に周知に努めているところであります。大西委員が言うとおりの、人材育成のあり方といった部分で、他の所管で持っている助成事業もありますので、その辺との整合性なども含めて検討していかなければならないと、そういう時期に来ているものだと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この人材育成事業は当初予算措置をしたときに、どういったことを展開していくのかということ想定をしているはずなんです、当初想定をしていた事業内容は、実績は別ですけれども、事業内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 人材育成事業で助成を考えていた部分については、ふるさと創生基金の運用規則に基づいてなんですけれども、人材育成の部分でいくと、調査研究事業、それから研修会等の開催などを見込んで、大枠で50万円の予算を計上していたところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いずれにしても、当初計画しているとおりに実行ができていないと、実績がないということですから、今後の問題として重く受けとめて、この事業に取り組んでいただきたいということをお願いをしたいと思います。

続いて、移住定住促進事業について伺いたいと思います。

午前中の真保委員と重複しないように気をつけながら質問をしたいと思います。

この事業は、人口減少が本市の最大の課題であると捉えられます。この事業の効果を期待するところでありますけれども、令和元年度のこの事業の具体的な取り組み、そして実績をまず伺いたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 千葉副長。

○創生戦略課副長（千葉 玲君） お答えします。

令和元年度の予算としては、3本の柱として予算化をさせていただいております。1本目は移住定住促進の構築として119万3,000円、移住定住政策の発信、パンフレットの作成等で168万5,000円、3点目、移住促進推進事業としてU I J ターンの事業の補助金等として262万3,000円であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 元年度の予算が550万円ですか、そうですね。これは30年度が145万円程度ですから、これは拡大しているわけです。拡大した結果、実績が215万9,000円ということで、私なりに考えて、これは移住ナビデスク、午前中真保委員から質問がありましたけれども、この移住ナビデスクの開設に伴う経費があるので拡大をしたと解釈した。そうではないですね。40万円程度ですからそうではないんですけれども、この拡大した予算と実績の整合性、ちょっとわからないので、内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 千葉副長。

○創生戦略課副長（千葉 玲君） お答えします。

予算の執行状況として、執行率が低かった主な要因が2点あります。

1点目が、U I J ターン事業の補助金ということで、こちらが国の地方創生移住支援事業を活用し、土別市移住支援金授業という形で昨年度から予算化をしております。本事業は首都圏からの移住者に対して世帯100万円、単身60万円を上限として支援金を支給するものであります。予算が200万円となっていて、残念ながらこちらの本市のほうに移住される方、この事業を使っただけの移住者はいなかったということで、200万円そのまま残りまして、予算の部分としては36%ほど予算の部分としてありますので、この執行率がなかったという部分で、まず1点目が挙げられます。

もう1点目が、移住者向けのパンフレットの作成経費ということで、こちらも予算としては82万8,000円を予算化させていただいたんですが、決算として25万3,800円ということで、差額として予算残額としては57万4,200円ということで、こちらも予算としての部分で約10%減額になっておりますので、執行率のほうが低くなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この事業、最初触れたと思うんですが、定住人口の拡大を図るということですから、具体的な事業内容を最初お聞きしたわけですが、これは実績として、定住人口や二地域居住人口、この実績というのは前年度と比較してどの程度増えたのか、この点をお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） お答えいたします。

具体的に、定住人口ですとかという部分の具体的な数字という部分は押さえておりません。

ただ、令和2年度のわかる範囲なんですけど、今年度、一応この移住の部分のホームページですとか空き家・空き地バンクの掲載物件で相談がありまして、空き家のほうの内覧後、これは首都圏の方なんですけど、1名空き家に入ったという部分で、ほかにも例えばあるとは思いますが、私どもで今把握している部分は、こういった1件という形です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 何というんですか、平成30年度から令和元年度に向けて、先ほど言ったように事業を拡大しているわけです。当然定住人口を増やすと。実績としてつかんでいないというのはちょっと理解できません。例えば定住人口が残念ならなかったということ、あるいは二地域居住人口がなかったということであれば理解できるんです。つかんでいないというのはどういう意味なんですか。この辺ちょっともう少し内容を詳しく教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 例えば定住者というか、市外から移住者という部分という考え方では、例えば転勤とかそういった部分も移住の部分になるのかという部分で、例えば本当に我々の移住ナビデスクのホームページですとか、空き家・空き地バンクを利用して士別に本当に来たいという方の部分がやはり移住者とか定住者という部分の考え方なのかなと思います。ただ、その部分を事細かく、誰が来たという部分まではちょっと把握がなかなか難しいという部分がございます、具体的数字の把握には至っていないというのが実情であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いろんな事業もそうなんですけれども、事業を打って一定の予算措置をして事業を進めると、そうしたらその事業の効果というのはきっちり年度が終われば検証しなければならないと思うんです。ですから、そういう意味で、その事業の効果は、先ほど言ったとおりどうなのかということは素朴な疑問です。

それからもう一つは、冒頭言ったように、本市は人口減少が最大の課題だと思っています。移住定住促進事業、これ大いに期待するところです。今都会から空気のいいところに移住をして生活をしたいという方が増加傾向にあると思います。前に議会で一般質問のときに若干触れさせていただきましたけれども、そういう意味では、具体的にパンフレット作成だけではなく、都会に出向いて行ってPRをしているということもあるのかもしれませんが、あくまでもこの事業効果をもっと少し追求すべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 私どもも本来そういった移住者とかという部分をきちんと把握、できることならするべきだと思います。例えば地域おこし協力隊とか、そういった方々の実際定住したと、そういう部分の数字の把握という部分はしております。あと、今回総合戦略のほうで、まちの未来創造という形の重点プロジェクトを掲げています。その中の移住という部

分でいけば、昨年度から立ち上げました移住ナビデスク、こちらの一応相談件数、それと地域おこし協力隊の定住者数、こういった部分をK P Iとして掲げて、この目標を何とか達成できるような、目標というかK P Iを数値的に達成できるような形で今総合戦略も進めております。ですから、その具体的な数字の把握となるとちょっと難しい部分もあるんですけども、何とかホームページですとか、先ほど大西委員もおっしゃられた市外へのP Rとか、そういった部分を限られた財源の中でやっていながら、移住者、定住者の定着に結びつけていきたい、そういう考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 繰り返しになりますけれども、事業実績をきちんとつかむことによって翌年の事業に生かせるんだと思います。そして、実績をつかむことは難しいといいながらも、個人情報等々ありますけれども、こちらにきちんと移住した方は必ずここに住民登録をされるわけですから、そうしたら、横の連携をとって庁舎内で情報を共有してやれば実績をつかめるのではないのでしょうか。違いますか。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今回の新たに拡充をした移住支援金事業につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、国の制度も活用する中で、世帯に対してある程度まとまった支援金をお渡しするというところで事業立案をしたところでありますが、残念ながらそれについては利用者がいなかったという現状でございます。

一方で、市内に対する移住の希望者、もしくは相談者というのは、さまざまな場面で、例えばお仕事を通じてということであろうと、今都心部で働いている方がこういった自然豊かなところで一時的であっても働きたいという希望の方もいらっしゃるかもしれませんし、実際にその季節ごとに、生活の拠点を2つ置くという、そういうさまざまな生活のスタイルが出てくる中で、私どもとしてもそういったニーズを捉まえる中で、士別市に魅力を感じていただけるような方がこちらに来ていただくきっかけづくり、それからそういった発信、こういったことを総合的な観点から進めていきたいということで、移住ナビデスクについては、そういったものを一元的に展開していきたいという観点から設立をしたものでして、今庁内でもそのネットワークを整備して、移住ということになりますと生活全般にかかわりますので、そういった情報が希望の方に速やかに情報提供できるような、そういった意味での連携というのは庁内に限らず民間の団体とも進めていかなければならないと考えておりますので、今、大西委員から御提言がありました連携を進める中で、その成果についてもしっかりと把握ができるような、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 繰り返しになりますけれども、事業拡大して550万円の予算措置をしたと。

参考までにとりか、令和2年度は若干落として315万2,000円の予算措置をしています。そういう意味で、前年度の実績を捉まえて、そして翌年度の予算措置をするというのは通常でないかと思えます。

そういう意味で、何回も言いますが、人口減少に悩む全国の市町村、相当多いと思うんですが、きちっとこの事業を明確にして、PR事業も含めて、しっかり実績を上げられるような、結果はだめでも仕方ありませんけれども、実績を上げられるような、そんな取り組みをぜひすべきだと思いますけれども、これについてどうでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今回の拡大したその事業、移住支援金事業等につきましても、その利用が低調だった理由の一つとしては、まず事前に企業が登録をしていなければその対象にならないですとか、支援金の対象となる方が非常に首都圏という形で限定されているということで、そういった対象となる方にきちんと情報が行き渡って、なおかつその利用に結びつけるような機会ができていたのかという点は、やはりこの利用者がいないということから鑑みれば、検討の余地はあると考えておりますので、そういった点は今後さらに、例えば周知の仕方についても、市内の経済団体等を通じてさらに働きかけをする等々の取り組みを進めてまいりたいと、それによって利用者の増加につなげていきたいという考え方でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 午前中も西川委員から、この地域公共交通総合対策事業、いわゆる路線バスの事業について質問がございました。

重ならない範囲で質問したいと思いますが、私は4年前に、同じこの路線バスについての質問を決算委員会ですてしております。そのときに、特に市内循環線の赤字が大分圧縮されたという話をしていたんです。年間700万円台から、800万円近い赤字から、600万円台に赤字圧縮したぞという話を4年前にしていたんですけども、今回の決算を見ますと900万円台の赤字ということで、そんなこともあって補助率、補助額とか、限度額という設定がちょっと狂ってきたのかなと、午前中の話を聞いて思っていました。

それで、私としては、西川委員とはまた別の角度からお聞きしたいと思うんですけども、金額ベースではなくて、路線別の利用者の数についてお聞きしたいと思います。ここ数年、あるいは前年度と比べての路線別の利用者数についてお聞きしたいと思います。よろしくお願います。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えいたします。

事業者や路線別の利用実績を確認しましたところ、市内循環外回り線の実績は令和元年度8万4,300人、平成30年度8万9,800人に対し5,500人の減となっております。また、内回り線では令和元年度2万5,500人、平成30年度2万5,900人に対し400人の減となっております。



西回り線では令和元年度1万4,700人、平成30年度1万2,600人に対しまして2,100人の増となっております。武徳線では令和元年度4,200人、平成30年度4,300人に対し100人の減となっております。中多寄線では令和元年度6,400人、平成30年度8,500人に対し2,100人の減となっております。温根別線では令和元年度8,000人、平成30年度9,900人に対し1,900人の減となっております。川西・南沢線では令和元年度1,600人、平成30年度1,800人に対しまして200人の減となっております。上士別線では令和元年度1万100人、平成30年度1万3,600人に対し3,500人の減となっております。朝日線では令和元年度3万8,000人、平成30年度3万9,000人に対し1,000人の減となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 軒並み乗客が減っているという状況ですが、西回り線だけ2,100人増えたということです。これは増えた分はいわゆる西小学校が閉校して児童生徒が利用したからという原因ですか。どう分析していますか。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えいたします。

増の理由としましては、平成30年度に対しまして、冬期間の運行、11月から3月までが通年運行になったことによる増となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） わかりました。西小学校の件は後でまたお聞きします。

それで、非常に減っていると。そのことが9月19日付の道北日報に、士別軌道株式会社の代表取締役、井口社長の一種の意見広告として載ったんです。この2年間での利用減少があまりにも大きいということで、地域の皆様へ路線バスの御利用ぜひお願い申し上げますと異例の広告が出たんですけれども、やはり去年、公共交通網形成計画などをつくったりもしたんですけれども、コロナ以前に、この2年間と井口社長がおっしゃっているとおり、コロナはこの2年間ではないですから、この半年、あるいは10カ月ぐらいの話なんですけれども、この2年間非常にバス利用が低調になっているということが言えると思うんです。もともとやはり利用者を増やすための取り組みというのはなかなか大変だったんですけれども、3年前、2017年の7月に、広報しべつで公共交通の利用特集なんかもして、市としてもいろいろ啓発はされていると思うんです。その辺ちょっとこの機会に、この3年ほどの利用者を増やすための取り組みについてどういうことをされてきたのか、概括していただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） お答えいたします。

まず、啓発的な部分なんですけど、士別市公共交通活性化協議会、この協議会のほうの事業で、さまざまな取り組みはしています。まなびとくらしのフェスティバルでの、例えばバスの日

乗車体験ですとか、そういった部分もここ何年間やって、やはり利用者の利用促進という意味合いでさまざまな取り組みを進めています。特に昨年度に関しましては、士別市の120年、なおかつ士別軌道の創業100年という部分もありまして、その記念事業で、まなびとくらしのフェスティバルの中でバスの歴史をたどるパネル展をまずやりました。来場者の方々には、モノコックバスですとかそういった部分がプリントされた缶バッジを来場者の方に配付して、利用の意識啓発を行いました。もちろんそのときには、市内の一日乗車体験会、こちらのほうも実施しております。

それから、バスマップをつくったんですけれども、その公共交通ガイドマップというバスマップなんですけど、ここの部分にも市内を走るバスとかタクシーの写真を掲載したりですとか、あと新たな取り組みとして、都市間バスの時刻表ですとか、郊外線の時刻表、こういう部分もバスのガイドマップのほうに今回、昨年度から記載するようになりまして、その活用方法という部分でより多くの人々がこのガイドマップを見ればわかるような、そういった工夫をしてみました。

市のほうの利用促進策という部分でいけば、小・中学生の半額のバス助成、この部分を学校へのポスター掲示ですとか、あと全校生徒に対してのチラシですとか、乗車券の配付、こういった部分を新たな取り組みとしてやってきました。そういう部分のやはり効果があったせいか、利用の促進が図られたのかという部分で、これまでバスをどんどん使っていただこうという部分で、活性化協議会、市双方でいろいろな取り組みをやってきたという経緯があります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今るお話しいただいたとおり、私も公共交通のガイドマップを持っていますし、今回、市でこの数年間いろいろ努力してきたことは本当に大とするところですけども、やはりその効果があらわれているのか、あらわれてないのかというと、最初の答弁であつたとおり、乗客数は減りつつあるということです。特に3年前の広報しべつの記事の中にはなかなかいいことが書いてあって、鉄道やバスといった地域の足である公共交通を存続させ、より便利なものにするには、地元住民である私たちが公共交通機関を意識して利用することが重要ですと書いてあるんです。意識してというところにわざわざこう鍵括弧まで打って書いてあるんですけども、やはり意識的に利用しなきゃならないと、ここがみそです。東京みたいに5分に1本、バスとか地下鉄とかわあっと走っていて、何げなく5分後に来るやつに乗れるのではないんです。やはり30分、1時間に1本という状況の中で、意識して利用しなきゃいけない。ここすごくポイントだと思うんです。その意識して利用する機会として、やはりこの2年間、市役所が工事していて、駐車場もすごく少なかった。だから、そういうときに意識して、市役所に来るときはバスを使いましょうとかというキャンペーンをやってほしかったなということは何度もこの場で言っているんですけども、やはりそういう意識的な利用の機会というのはいまよく捉える必要はあったのではないかと考える次第なんですけれども、この点について

見解をいただけますでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） バスを利用するという意識の部分でいきますと、先ほど答弁申し上げましたように、小・中学生とかには具体的にその各生徒個々に例えばパンフレットを配ったりですとか、そういう部分での意識を高めたという取り組みがあります。実際その小・中学生に関しましては、バスの利用、この半額助成の利用実績というのは伸びているような状況にもありますので、また、例えば本当に今、まなびとくらしのフェスティバルとかで、バス、公共交通の利用という部分をやっていますけれども、そういう少しずつの取り組みの中からやはり利用者をどんどん増やしていく、こういう下積みがやはり必要なんだと考えていますので、例えばバスの日ですとか、そういう部分には、今年度はちょっとコロナ禍という部分もあってもちよつとなかなか難しい部分もあるんですけども、そういった公共交通を利用するという取り組みという部分は今後も何らかの形で続けていきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） まさにおっしゃるとおりで、意識的に利用しようというキャンペーンは、もっともっと打っていかないと、この乗客減という現状を鑑みて、そう思う次第なんです。むしろそれを市はやったことがないかという、やはりあるんで、日向温泉が7年前にリニューアルオープンしたときに、小・中学校にこういうチラシを配ったんです。無料バスを利用して日向スキー場に滑りに行こうと、やはりバスを意識的に利用しようという、教育委員会でこういうチラシを出したりしたこともあります。だから、別に全然やった経験がないのかという、やはりあるわけで、この乗客減少という今の状況にあっても、意識的にこういうイベントにはバスで行きましょうとかと逐一言っていく努力が必要なんだろうなと思った次第です。

それで、小・中学生の運賃半額助成事業について今お話しされましたが、昨年度の実績についてお伺いしたいと思います。人数等よろしくお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えします。

小中学生バス半額助成事業の実績は、令和元年度、小学生1,144件、中学生で503件、合計で1,647件の利用があったところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 数字いただきました。これは前年度等に比べて増えていますか、減っていますか。その辺お願いします。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） 平成30年に対しまして、小・中学生合計で77件の増となっ

ております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 済みません、中学生はいかがですか。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） 増の内訳としましては、小学生で57件の増、中学生で20件の増、合計で77件の増となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 細かいところまで聞いて済みません。

それで、乗客全体のパイは減っている中で、この半額助成事業は増えている。つまり小学生、中学生の利用は増えていると見たほうが良いと思うんですが、この中で特に農村部から市街地に来る、買い物とかに来る、遊びに来るという利用はかなり多いと思うんですが、逆の利用です。例えば朝日でイベントがあるから土別のまちから半額券を利用して行くだとか、朝日のスキー場を利用しに行くだとか、そういったまちなかから農村部に向けての利用というのはどの程度あったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えいたします。

令和元年度で、市内から郊外への利用は、小学生で7件、中学生で73件となっております、目的等は不明ではありますが、降車場所、目的地は中土別方面、上土別方面、朝日方面となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 例えば中学生で73件郊外への利用があったということは、部活等で何か朝日の施設を使って、スポーツ施設を使ってバレーボールの合宿なんかやっていましたけれども、あれは高校か、高校のバレーボールは中学生とは関係ないかもしれないですけれども、そういう郊外にあるスポーツ施設にスポーツの部活をしに行くだとか、そういう利用というのはあったと見られますか、あるいはちょっと把握されていないですか。

○委員長（丹 正臣君） 木村係長。

○創生戦略課創生係長（木村哲晃君） お答えいたします。

部活等その他の目的につきましては、申しわけございませんが把握しておりません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それでは、その件についての論議はまた今度にしたいと思います。

ただ、郊外で何かイベントがあったりすると、やはりその半額券を使って小・中学生が行く

という状況は一部にはあると思いますし、またそういう動きを促進していきたいなと思った次第です。

次です。最後に、ちょっと最初に触れましたけれども、西回りスクール線の実績について伺います。昨年3月に西小学校が閉校しまして、元の西小学校の児童が士別小学校、南小学校に振り分けになって、それで一部の生徒は西回りの路線バスで通学するということになりました。バスの会計年度が10月から9月までなので、ここでは昨年の4月から9月までの実績ということになると思いますが、この西回りスクール線の利用実態について、わかる範囲でお答えください。

○委員長（丹 正臣君） 魚津学校教育課学務係長。

○学校教育課学務係長（魚津智孝君） お答えいたします。

西回り循環のうち、士別小学校、士別南小学校への通学のために運行している西回りスクール線の利用実績は1万526人です。決算額は270万5,616円となりました。

なお、予算科目につきましては、教育費、義務教育振興費、遠距離等通学助成事業で実施しております。

また、先ほどお答えいたしました延べ人数なんですけれども、平成31年4月から令和2年3月まで、令和元年度の延べ人数の実績となります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ということは、年度がちょっとこの補助金の成果報告書にある数字の部分とずれちゃうのかなと思いますけれども、とにかく昨年度1年間では1万526人の利用ということ。決算としては270万円幾らということなんですけれども、そうしたら、これは純然たる教育費からの支出であって、ここでいう西回りの赤字額等には全く入っていないという認識でよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） この赤字額の部分に関しては、スクールの部分が入っていないという形です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 細かいことを言いますが、そうしたら、西回りスクール線には一般の大人も乗車可能です。そういう扱いですが、一般の大人が乗って運賃支払った分というのは、ここのスクール線のほうに、教育費のほうで勘定しているということになるんですか。それとも、ここの西回りの赤字額等の計算に入るんですか。どうですか、ちょっと細か過ぎますか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 西回りの混乗分に関しては、こちらの補助金のほうの部分の赤字

のほうに入っています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それでは、この件は以上で終わりにします。

続いて、同じ総務費で、天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトについて取り上げたいと思います。

定点観測のように毎年この天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業について取り上げておりますが、前からいい意味で縄張り意識を持って私はいつも提唱しているわけなんですけれども、やはり天塩岳について、特に5年前、豪雨で一度林道が流されたり、その翌年は台風被害があったり、非常に士別市民のお金も使って、天塩岳のアクセス道路、何度も直しているわけです。そんな中で、やはり天塩岳早登競争が去年、ことしとありましたけれども、残念と言ったらあれですけども、愛別町の温泉にみんな入る。決して私たちのまちの温浴施設ではなくて隣町の温浴施設の割引券が競争の景品として入ってくるような状況で、やはりもっと自分たちの、自分たちがお金かけてきて維持してきた山だと認識を持ってほしいなど。そういう問題意識が根底にあります。

それで、昨年の決算を見てみると、天サイダーについて、これで最後になるのかもしれませんがけれども、天サイダーについての記述がございます。PR促進事業として6万5,000円というところで、天サイダーとしてはこれで大体生産終了なのかなと思いますが、天サイダーについて、出荷数の累計、それから販売場所、それから販売実績についての総括をお願いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 萩田企画課振興係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

天サイダーについては、平成27年度から商品化が始まった製品になります。平成27年度から29年度までは1万2,000本ずつ製造となっております。それから、平成30年度、令和元年度の2年間については9,000本ずつの製造となっております。今年度につきましては約8,000本、7,992本の製造となっております、今年度含む累計の製造本数としましては6万1,992本となっております。

また、販売実績というところなんです、販売元の羊と雲の丘から確認をした数字ということになります。羊と雲の丘観光で管理しています羊飼いの家での自社販売に加えまして、市内スーパー、それからホテル、一部コンビニエンスストアなどへの卸売をしている状況でして、平成27年度から令和元年度につきましては、出荷先の在庫について詳細まで確認はできていないんですが、卸売と合わせて、状況としましては毎年ほぼ完売していると伺っております。

それと、販売先ですが、平成30年の決算審査にて国忠委員にお答えしている経過もありますが、これまで市外で、旭川市内のアンテナショップなどで一部常設販売の依頼をしてきた経過はあります。ただ市外での常設販売には、なかなか商品としての輸送料ですとか卸売単価、こ

ういった課題もありまして、常設販売には至っていないところです。これまで剣淵の道の駅を含んだ市内の販売店舗といたしまして、19店舗に卸売販売をしている状況です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 旭川のアンテナショップという答弁がありましたけれども、これは店のお名前を具体的に出しても大丈夫ですか。いいですか。それではお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） お答えいたします。

旭川のきたキッチンという店舗名になります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） このプロジェクトで、いろいろ水道水だとかをペットボトル化したり、天サイダー、士別翔雲高校の総合ビジネス科の方々に頼んだりしてつくったわけですが、何でもこのことにこだわるかという、これからまちなか交流プラザができて、道の駅として登録して、何か物品の販売もするということに、やはり特産品、非常に必要になってきます。士別に行けばこれ買えるんだと。名寄の道の駅に行けば大福買えるんだというのと同じです。やはりこういうものを開発して特産品として育てていくというときに、やはり卸売、いいんですけども、本当に末端で消費者と接して、どんな人が買ったのかという、しっかりした調査もしなければならないと思うんです。その辺、感触としてでいいんですけども、どういう人が買ったとか、どこで一番売れたとか、そういう総括はありますか。

○委員長（丹 正臣君） 萩田係長。

○企画課振興係長（萩田貴彦君） 天サイダーにつきましては、ご当地サイダーという位置づけになっております。先ほどもお答えしたとおり、市内での販売がメインになりまして、市内のスーパーや店舗に加えて、羊と雲の丘観光の羊飼いの家で販売しているのが半分近くになっています。これまでの累計でいきますと、約2万8,000本は自社での販売となっております。一方、卸売としましたら、累計で約3万本は市内の各店舗に卸売をしている状況です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 引き続き特産品として育てていきたいと思います。

それでもう一つ、登山道の整備、天塩岳の話ですけども、昨年度は登山道の補修整備として87万8,000円が決算額として上げられていますけれども、この財源が一般財源ではなくてその他ということになっていますけれども、詳しい財源と、具体的な登山道のどこを補修したのかを教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 多羽田経済建設課経済係長。

○経済建設課経済係長（多羽田 司君） お答えいたします。

財源につきましては、ただいま確認してから答弁させていただきます。

登山道補修の場所ということですが、登山道のうち旧道と新道を結ぶ連絡道を補修いたしました。連絡道の一部に危険な箇所がありまして、そこを迂回するような別ルート、約600メートルほどを新たな連絡道とするため、笹刈りや小径木の撤去、また、乱切りなどの作業を実施いたしました。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 昨年度に、登山道の新旧連絡道、連絡道というとまだ稜線に上がる前の非常に厳しいところで、歩いていても眺望が開けなくて大変なところなんですけれども、そこを、危険なところが確かにありそうな感じだったのでそれを直したということですが、これは例えば補修してすぐ登山者に開放したり、あるいはことしの天塩岳早登競争で使ったりはされたんですか。

○委員長（丹 正臣君） 多羽田係長。

○経済建設課経済係長（多羽田 司君） 改修した登山道ですけれども、結論から申しまして、今年度いっぱいには登山道を開放しておりませんでした。といいますのも、昨年秋に作業自体は完了していたわけですが、今年度の初め、現地を改めて再確認したところ、さらに整備をしたほうが安全であるという判断をいたしまして、一般開放は見送ってきたところです。ただ、今年度、一部に階段を設置するなどの整備を地元山岳会の協力を得ながら職員とともに行ってきておりますので、来年度から開放する予定であります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） では、財源についてはまた改めてお聞かせくださればと思いますので、今のところはこれで一度終わりにいたします。

○委員長（丹 正臣君） それでは、第3款民生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、またバスの話ですけれども、民生費の敬老バス乗車証交付事業について何点かお伺いしたいと思います。

この事業の趣旨は、高齢者の外出支援を目的としているということでありまして。それで、令和元年度から、対象年齢を74歳以上から70歳以上に年齢を引き下げて、利用料を1乗車100円、ただし障害者の方は半額と、低料金で対応しているということでありまして。それで平成30年度の実績が2,591万4,000円でありました。そこで令和元年度の決算額が1,037万9,000円ということで、冒頭申し上げたとおり、対象を拡大した中で前年度実績より約1,500万円程度減少となっておりますけれども、この要因をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾介護保険課高齢者福祉係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。



まず、敬老バスの実績についてお答えします。

敬老バスにつきましては、敬老バス乗車証を交付させていただいて、その方が1回乗ると100円かかるんだよという形になるんですけれども、この登録者につきましては、今回拡大させていただいた部分で増加しております。数としましては、平成30年度末が2,946人の登録者に対しまして令和元年度末の実績が3,371人という形で425人増加しています。そのうち、今回拡大された70歳から73歳の方が292人という形で、大体7割弱の方が今回新たに対象になった方が増加したという実績でございます。

続いて、この交付された乗車証利用者回数です。総利用乗車回数につきましては、平成30年度末の数字が10万7,987回に対しまして令和元年度の実績としましては8万1,091回となっております。2万6,896回利用回数が減少しているというところでございます。

続いて、事業所にお支払いした、こちらの事業費の部分です。事業費の中にはこういった乗車証の交付の券を印刷したりですとか、そういった経費も含まれておりますので、そちらの部分を除いた事業所への支払い実績の数字のほうを述べさせていただきたいと思います。平成30年度の実績が、事業費の支払委託料が2,546万5,000円となっております。令和元年度の実績が1,022万円となっております。こちらの部分に関しては市から事業所にお支払いさせていただいた金額となりますので、利用者が利用したバスの中で回収する、先ほどの利用者負担というものは含んでおりません。事業所から報告いただいた利用実績に基づきましてこちらの利用者の負担を試算したところ、732万2,000円ほどになると想定しております。こちらと先ほど申し上げた市からの委託料を含むと、事業所としては1,754万2,000円というところで収入になっているものと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私からですが、乗車の減となった要因ということについてお話ししたいと思います。

各路線ごとに、乗車回数のほうですけれども、交通事業者から毎月報告を受けているような形になっておりますけれども、実際の利用者の、どういった人が利用しているかですとか、その乗車区間などについては把握ができないところとなっております。1人当たりの乗車回数が見直し前よりも減少しているものと考えているところです。そういった中で、減少要因といたしましては、まず負担を抑えるために移動手段を変更することなどがあると思いますが、また、天候ですとか気温といったような季節的な要因、それからバス時刻、そういった設定ですとか、デマンドバス、そういったデマンドバス化だとかというところの運用変更、またさらには、利用する方の身体状況ですとか生活の環境、世帯の構成ですとか転居などといったことによってその状況の変化によるもののほか、年明け以降には、先ほどからもお話が出ているように、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛の影響など、そういったものが、さまざまな要因が考えられているところですが、どの要因も実数として把握することはなかなか難しいものとなっ

ておりまして、特定することは難しい状況となっているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今お聞きすると、利用件数、金額とも前年度より減少しているということ  
であります。

それで、74歳以上の方が今まで従来は対象となっていましたけれども、70歳以上に年齢を引き下げたということで、対象を広げたと、拡大したということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、結果的に利用が減少している。この要因というのはなかなかつかみ切れないということでもありますけれども、私個人的に思うのが、例えばこの事業の仕組み、いわゆるたてつけを見てみると、これはあくまでも推測ですけれども、74歳以上の方の負担が増えたということになるのではないのでしょうか。そういう意味では若干利用に影響があるという判断ができるのではないのでしょうか。そう思うんですが、この私の見解についてどう思うか、お聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

実際に委員おっしゃられているように、登録数ですけれども、増加にはつながっているところでもありますけれども、運転免許証の取得状況等などからいきますと、事業の対象者となる70歳以上の方の免許の取得率は年々上昇していくということで増加傾向にありますけれども、冬場ですとか、そういった運転が危険なため控えるといったような高齢者の方ですとか、また何かあったときに使えるといったことで敬老バスに登録していただいているものと考えておりますけれども、一方ではまた免許を返納する方、こういった方も増加しているところでありまして、また、自家用車を所有していない方も、このバスの事業を利用されているものと考えています。事業の目的でもありますように、長年にわたり社会の発展に寄与された高齢者に対して敬老の意を表して、そういった老後の生活の充実を図るためにバス運賃の一部を助成するといったような事業の内容でありますので、必要とされる方が使用していただけるように広く周知をして実施しているところでもありますけれども、しかしながら、乗車証の交付のみで多くの利用実績にはなかなかつながっていないといったところもありますけれども、今年度、令和2年度には、モデル事業として1日乗車券、こういったものの助成の実施ですとか、利便性の向上などが図られるように公共交通の整備を継続して実施しているところもあります。

今後もこういった事業者や関係機関と連携した中で利用の促進や利便性の向上に努めていきたいなどは考えているんですが、なかなかその成果というか、そういったものにつなげていないところでありまして、また、現在の新型コロナの影響で年明け以降、本当になかなか収束がされていないという状況でありまして、特にそういった高齢者の方ですとか、疾患を持っている方は重症化するリスクが高いということで、必要以上の外出を控えているのかなということも考えております。このような状況下で、令和2年度も敬老バスの乗車数も減少している

といったような状況になっております。その対策として打つ手だてというものがなかなか難しいのかなとは思ってはいますけれども、感染症の収束ですとか、ワクチンなど開発された状況であればまた外出の機会も増えてくるのかなということは考えております。そういった状況の変化ですとか不透明な状況が利用回数を見込むのがなかなか難しいところではあるんですけども、状況をまずは見ながら、そういった推移を、実績などを把握しながら対応していければと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 通常の事業を組む上ではあくまでも事業実績を追求するというのが本来こういう事業の性格だと思います。それで、先ほど冒頭触れたように、1乗車当たり100円、これは具体的に申し上げますと、間違ったら指摘いただきたいんですけども、例えば私の住む多寄から市立病院に、月何日でもいいですけども、10日としますか、10日通院するということになれば、1乗車ですから、市内に入るのに100円、循環バスで100円、200円です。そうしたら帰らなきゃならないので、同じように1日400円、そうしたら月10日としたら4,000円です。年間5万円近いです。この負担がどうかという意見の分かれるところですけども、原因はひょっとしたら少しはこれにあるのかなと思います。そういう意味では、見直して、従来の74歳以上負担なしということを70歳まで引き下げたわけですから、従来の政策に戻すことも一つ検討すべきではないかと思えます。

それでもう一つ、この100円の精算の仕方、議会で何回か議論になったんですけども、よくわからないんで教えてほしいんですが、例えば100円を回収するのにどういう方法で回収しているのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

100円の事業者の回収の方法になりますが、現在市内には土別軌道、あと道北バスの2路線が走っております。土別軌道の路線のバスにつきましては、おりに際に、市内循環線に乗るときになるんですけども、乗車した際に100円と、その乗車証、整理券を投函箱に入れていただくという方式になります。道北バスにつきましては、電子カード、乗った場所とおりの場所というのを記録させていただいて、そちらによって管理しているような形になりまして、道北バス路線については乗車したときに御負担いただくことはありません。そちらの記録を事業者より市に提出いただいたときに何回乗ったかというのを市のほうで判断しまして、そちらを利用者の方に郵送で、今月何回乗ったので幾ら払ってくださいねという納付書を発行させていただいて、納付していただいているという実情です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） そうですか。例えば土別軌道の場合はそこで精算が終わるわけです。そし

て、道北バスというのはどうなのでしょう。下士別、多寄、あの辺の市民が乗るわけです。これは後で郵送で請求すると。例えば行くとき道北バスに乗ったら100円、そのときは払わないんですが、後で請求が来ると。帰りはJRで帰るという場合、100円です。これは郵送するというのは封書だと思うんで、84円ですか、100円をいただくのに84円の切手を張って出すということなんです。簡単に言えば。極端な例かもわからないですけども。そういう意味では、結局16円しか残らないということであれば、思い切って先ほど言ったような手法も考えて、多くの市民に利用してもらおうという方策もとるべきだということを申し上げて、次の質問に行きたいと思います。

除雪サービス事業ですけども、これは除雪の労力の確保が困難な高齢者の方を対象としている事業で、平成30年度の実績が883万5,000円と把握していますが、これも違えば言ってほしいんですが、元年度からは新たに作業の労務単価に見合う利用料を設定して取り組むと。具体的に金額はわかりませんが、この結果、513万8,000円、前年度から300万円程度実績が落ちています。これはその年の降雪量によって大きく違いが出るんで比較は難しいんだと思いますけれども、この利用料の設定の影響はあるのかなという気がします。この結果をどのように捉えておられるか、まず伺いをしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず、私のほうから平成30年度と令和元年度の実際に行った事業の実績を報告させていただきたいと思います。

こちらの除雪事業につきましては、大まかに分けて2つの事業で実施しています。1つが、生活路また避難経路の確保ということを目的に通路の除雪をしております。それと、もう一つが屋根ですとか軒下、こういったところの除雪を行っているという2つの事業がございます。こちらの両方の事業について、その対象の高齢者の方が通路もしくは屋根、もしくはどっちもやってほしいんだよという形で、こちら登録をさせていただいて、その登録者の部分を除雪するという形になります。

まず、通路除雪につきましてはなんですけれども、延べ回数、平成30年度は5,532回除雪のほうを実施しておりますが、令和元年度は3,333回ということで、2,199回ほど減少しております。

続いて、屋根・軒下除雪につきましては、こちらの除雪につきましては、除雪が必要だという利用者の方から市に予約を入れていただいて、市から委託業者に御連絡をして、業者のほうで除雪をするという形になるんですけども、こちらの部分につきましては、その作業にかかった時間という形で積算をしております。実際行った時間の実績なんですけれども、平成30年度が1857.5時間除雪をしております。令和元年度につきましては175.5時間という形になっておまして、実績が減少しているというところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私のほうから、実績の減となった要因などについてお答えしたいと思います。

先ほども実績でありましたように、通路除雪と屋根・軒下除雪ということで、2種類の契約内容で実施しておりますけれども、通路の除雪につきましては、以前は単価の契約という形で実施しておりましたけれども、30年度から、そのシーズンの契約ということで取り交わしております。また、屋根・軒下のほうは引き続き単価での設定という形となっております。元年度の実績ですけれども、その認定者数とかは例年並みという形になってはいますが、屋根・軒下除雪については、延べ時間、それから委託料、それから個人負担としての利用料、こちらについてはともに減少になっております。この屋根・軒下除雪につきましては、先ほども言われたように、利用者から随時受け付けを行って、連絡を受けて作業を実施するというようになっておりました、時間単価での実績となりますので、積雪の量によってかなり大きく影響を受けるというものになっております。そのほかにも、そういった屋根・軒下除雪については、積雪の量以外にも、住宅の周辺の建物の状況などで、風の影響などを受けまして、そういったことで吹きだまりができたりですとか、そういった風雪、着雪の要因もあって変動するものとなりますけれども、令和元年度については降雪が例年より極端に本当に少ない年でありましたので、そういったことが減の要因となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 同じ民生費で、へき地保育所管理運営委託事業についてお伺いします。

この事業については、市内3カ所の保育園を運営委員会によって運営をしているということであり、令和元年度の決算額、これは運営費を含めてだと思っておりますが、2,923万3,000円ということになっていると思います。そのうち委託費の金額と、その算定根拠と、この事業の今の課題がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 中岡こども・子育て応援課こども育成係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（中岡賢二君） お答えいたします。

本事業費2,923万4,000円のうち、委託料については2,850万9,000円となっております。委託料は、管理運営費、延長保育費、そして学童保育事業、その3つに分けられておまして、まず、管理運営費については、へき地保育所を管理運営していく上で必要な経費を委託料として支払っており、委託料の額については毎年3月に各園から提出されております次年度の児童数や保育士数、行事などの予定を盛り込んだ事前調書や過去の実績額、それを加味した上で決定してきております。内訳としましては、保育士の給与や共済費、役員報酬などの人件費が2,300万3,000円と総体の8割以上を占めており、保育士人件費の積算においては令和2年度から本市の会計年度任用職員制度を基本としておりますが、令和元年度においては本市の臨時非常勤職員の制度を基本に算出しております。そのほかの主な項目としましては、光熱水費は実際にかかった費用を支払っているほか、郵便料や交通費、そういったものについては実績に基

づき定額を積算しております。また、教材費、行事費、衛生費、おやつ代などについては、園児数や保育士数をもとに各園との協議の上算出をしています。

次に、延長保育事業費についてですが、それについては月々の延長保育に要した実績時間数に保育士の時給単価を掛けたものを計上しております。

最後に、学童保育事業については、登録児童数に1人当たりの教材費やおやつ代などの必要経費を掛けたものを1カ月分の委託料として計上しております。

次に、御質問のありましたへき地保育所に関する課題についてであります。これまで各園との打ち合わせや各保育所の園長が集まる会議などで話されている課題としましては、全国的に保育士不足が続いている中で、現状は今いる保育士の方々に対応していただいておりますが、今後、今働いている保育士が退職した場合に、地域に人材がおらず充足させることが難しいとした声が上がっているほか、役員の担い手についても、子供や保護者の数も減っていく中で役員の選出に苦慮している。そういった現状にあるとした話が出ていることから、それらについて課題だと捉えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

今言われた課題については、実は私も地元の運営委員会の一員として仰せつかって参加しているわけですが、見ていると大変なんです。運営委員会の皆さん、特に園長、副園長を置いているところはあるかと、園長、副園長というのは生業を持ちながら日常的に保育園の運営と、それから子供たちの安全確保のために、日常的に保育園に出向いてやっていると。そして、特にその人方から意見をいただいたわけではありませんけれども、私個人としては、これはもう少し待遇を考えてやらないと、そんなに間に合うほど支払い能力ありませんけれども、大変だなという思いがしていますので、この点はぜひ検討していただきたいなと思います。これは意見をいただいたわけではありません。私個人的にそういつも思っています。

それから、これは事業名なんですけれども、別に何とも思わない人は多いんですけれども、個人的にはこの事業名というのは取り組みの内容がイメージされるものです。そして、このへき地保育所管理運営委託事業、このへき地なんですけれども、これは聞きなれた言葉です。例えば教職員の手当についても、こういう名前の手当があるようなんですけれども、これは辞典を見ると、都会から離れた不便な土地、私もそこに住んでいるわけです。これは市長がいつも言う、子供は地域の宝です。この宝の子供たちが集うところですから、もし国の申請等々に影響がなければ、もう少し夢のある事業名にすべきだなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 藪中こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

まず初めに、役員報酬の関係のことについてお答えいたします。先ほど大西委員からお話がありましたように、温根別、上士別、多寄、3つの保育園につきましては、実施主体は士別市

ですが、運営委員会により実施しているところであります。近年はその園児数の減少により、その運営委員会の役員を引き受けていただける保護者の数も減ってきている状況にあります。また、役員の皆様には園の運営を初めとして、このたびのコロナウイルスの感染予防対策を初めとするさまざまな課題に対応していただいている現状もあり、役員の皆様の負担も大きくなっていることについては認識しているところであります。こうしたことから、報酬の対象としている委員長、園長、会計の役割や勤務状況なども、その実態について再度調査、把握をした上で、財政健全化実行計画も考慮しながら、今後の報酬のあり方については検討していきたいと考えているところであります。

続いて、へき地の名称の変更についてであります。先ほど来お話のありましたように、このへき地保育所については、児童福祉法において交通条件や自然条件などの離島など、児童福祉法に規定する保育所を設置することが困難であると認められる地域に設置される保育所として位置づけられています。その設置場所としては、先ほどお話にありましたように、へき地教育振興法に基づくへき地手当の指定を受けている場所ということが定められておりますことから、3つの保育園については、へき地保育所として士別市へき地保育所条例に定めているところではあります。ただいま委員から御提案があったように、この保育園の名称の変更については、特に国の申請や必ずしもそのへき地保育所という名称を使用しなければならないということはないものですので、今後十分にその名称の変更についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次の質問に入りたいと思います。同じ民生費の入所助産実施事業について伺いたいと思います。

これは、さかのぼると平成30年度実績が対象1人で29万9,000円でした。令和元年度については実績がないということです。対象がなかったということではないかと思えます。この事業の性格から、毎年度予算策定時に予測することは非常に難しいんだと思いますが、例えば当初予算に計上しないで、事案が確認された時点で補正予算で対応できないものかどうか。これは国に対する補助金等の申請に影響があるかもしれませんが、この手法についてどうお考えなのか。

それからもう1点は、この事業の制度について、多くの方が認知されているということにはなっていないんだと思えますので、この周知方法についてどのように今進めているのか、この2点あわせて伺いたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 御代田こども・子育て応援課副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

初めに、この事業の概要についてお話しさせていただきたいと思えます。

この事業につきましては、経済的な理由により出産費用の負担が困難な方に対しまして、指定された病院での入院出産費用の一部を助成するものとなっております。対象者は先ほども申

し上げました経済的な理由により入院による出産費用の負担が困難な方であって、士別市に居住し、住民登録がされている方で、母子健康手帳の交付を受けている方、また、対象となる世帯の要件といたしまして、生活保護受給世帯、もしくは市民税非課税世帯であることとなっております。予算編成時に、その時点における母子健康手帳の交付者数を把握することは可能かと思われませんが、いつどれくらいの方が妊娠されるのか予測することは難しいことや、母子健康手帳交付時に要件であります非課税世帯であるかどうかの確認ができないこと、また、転入者が申請される場合もあることから、予算編成時において対象者数を把握することは難しいと考えております。

実績が少ないのは周知不足なのではないかというお話がありましたが、周知の方法といたしましては、母子健康手帳の交付時に妊娠や出産に関する各種制度を案内するため、妊婦さんへのお知らせを配付しており、その中でこの事業についてもお知らせをしているところです。同じく、母子健康手帳の交付時に配付している子育てガイドブックや市のホームページにおいても掲載をすることで周知に努めております。また、保健師が妊婦さんとの面談時に生活状況等をお聞きする中で個別に案内させていただくほか、生活保護担当者が妊娠中の受給者に対して案内をするなど周知に努めているところです。事前に対象者を把握することが難しいと考えていることとあわせまして、この制度を希望される方については、出産予定の30日前までに申請することとなっております。対象者が出るときに、補正によって対応してはというお話だったのですが、出産予定の30日前に申請することから、出産費用の支払いまで短期間となることも予想されること、あとは申請があったときにすぐに対応できるように年度当初から予算を計上させていただいております。また、この事業は国と道からの負担金により実施しておりますが、年度当初に負担金の申請手続を行わないと補助対象とならない場合がございます。負担金の申請に当たりましては、当初予算額をもって行っていることから当初予算から計上させていただいているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 先ほどの国忠委員からの御質問の中で、ちょっと答弁のほうを保留させていただきました天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業のその他特定財源の内容についてお答えさせていただきたいと思っております。

この部分につきましては、その他特定財源ということで87万8,000円充当させていただいておりますが、内容につきましては、天塩岳登山道整備に対するもので、特定目的基金のふるさと応援基金、ふるさと寄附金、こちらのほうを活用させていただいております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思っております。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集よろしくお願いたします。



本日はこれをもって散会いたします。  
御苦労さまでした。

(午後 3時01分閉議)